

# 2004年万人のための司法手続法

——犯罪被害者の権利を確立し、DNA 検査の充実を図るための米国の法律——

中川 かおり

## 【目次】

- 1 2004年万人のための司法手続法の背景と概要
- 2 主要な規定
- 3 残された課題

翻訳：2004年万人のための司法手続法（犯罪被害者の権利を確立し、DNA 検査の充実を図るための米国の法律）により整備された主要な規定

2004年10月30日、米国において、犯罪被害者の権利を確立し、DNA 検査の充実を図ることによって、刑事司法手続過程における人の権利及び保護の強化を目的とする法律が成立した（万人のための司法手続法（Justice for All Act of 2004<sup>(注1)</sup>）。この法律のうち、犯罪被害者の権利についての規定は、成立した法案（H.R. 5107）とは別に審議されていた上院法案（S. 2329<sup>(注2)</sup>）の内容をほぼそのままの形で取り込んでおり、DNA 検査の充実を図るための規定は、別に審議されていた下院法案（H.R. 3214<sup>(注3)</sup>）や上院法案（S. 1700）の内容を取り込んでいる。

以下、1で法律の背景と概要を、2で法律の主要な規定を紹介し、3で残された課題にふれる。

## 1 2004年万人のための司法手続法の背景と概要

ここでは、今回の法律の主要な論点である(1)犯罪被害者の権利、(2)犯罪者を特定するためのDNA 検査、(3)無実を証明するためのDNA 検査の三点について、順に説明する。

## (1) 犯罪被害者の権利

合衆国憲法上、被疑者・被告人の権利は手厚く保障されているが、被害者の権利はそうではなかった<sup>(注4)</sup>。そこで、1990年代半ば以降、連邦議会では、犯罪被害者の権利を合衆国憲法に規定しようとする動きが生じた。しかし、憲法の改正要件は相当厳しいため、数年前から議論の対象は合衆国法典の改正へと移った。今回の法律は、この流れを受けている。

これまでの合衆国法典は、第42編に犯罪被害者の権利を列挙していた（42 U.S.C. § 10606）。しかし、この規定は、刑事手続を定める合衆国法典第18編とは離れた位置におかれていたため、実務家の多くはこれを見落としがちであった。また、公的機関が被害者の権利を無視又は軽視した場合、その権利を実現するための規定は存在しなかった。そこで、今回、被害者の権利のリストが合衆国法典第18編に移されると同時に、権利を実現するための手続が整備されることになった（18 U.S.C. § 3771、詳細は「2(1)犯罪被害者の権利」参照）。

## (2) 犯罪者を特定するためのDNA 検査

DNA 検査は、犯罪者を特定するための有効な手段である。米国では、従来「統合DNA インデックス・システム（Combined DNA Index System : CODIS）」<sup>(注6)</sup>と呼ばれるデータベース・システムが活用されてきた。今回の法改正も、CODISのさらなる活用を図るものであるため、まず同システムの概要を説明する。

CODIS は、1990年に14の州及び地方の犯罪研究所によるパイロット・プロジェクトとして運用が開始されたシステムであり、「地方DNA

インデックス・システム (Local DNA Index System : LDIS)」、「州 DNA インデックス・システム (State DNA Index System : SDIS)」及び「全米 DNA インデックス・システム (National DNA Index System : NDIS)」の三層の階層から構成されている。

CODIS においては、連邦捜査局が、州や地方の犯罪研究所に対して、DNA プロファイルを電子的に照合するためのソフトウェアを頒布している。すなわち、連邦、州、地方の犯罪研究所は、このソフトウェアを利用して、未解決の犯罪事件において採取された DNA プロファイルを相互に照合したり、有罪判決を受けた犯罪者の DNA プロファイルと犯罪現場から採取された DNA プロファイルとを照合することが可能になっている。

CODIS で利用されるほとんどの DNA プロファイルは、最初、LDIS で作成され、それが SDIS と NDIS に送られる、という仕組みをとる。こうして、たとえば、州内の研究所は、SDIS 上で DNA プロファイルを交換することになる。このような階層構造をとることで、州及び地方の機関は、それぞれの法令に則ってデータベースを運用することができる。NDIS は、こうした DNA プロファイルのうち、連邦法に合致するものを扱いうることになるが、その定義規定は、1994年 DNA 個人識別法 (DNA Identification Act)<sup>(注7)</sup>により設けられた (42 U.S.C. § 14132(a))。NDIS は、1998年10月に運用が始まり、2005年7月現在では、ミシシッピ州を除く全州の研究所並びに米軍、連邦捜査局及びプエルトリコの研究所がこれに参加している。

犯罪現場から生体証拠が採取された場合、CODIS は「法科学インデックス (Forensic Index)」と「犯罪者インデックス (Offender Index)」という二つのインデックスを用いて捜査の手がかりを作り出す。法科学インデックスには、犯罪現場に残された証拠から採取した

DNA プロファイルが蓄積され、犯罪者インデックスには、有罪判決を受けた者の DNA プロファイルが蓄積される。後者には、早くから、全州において、性犯罪事件により有罪判決を受けた者から採取される DNA プロファイルが保存されてきたが、近年では、多くの州が州法を改正し、性犯罪以外の重罪により有罪判決を受けた者の DNA プロファイルをも保存するようになってきている。

2005年7月現在、NDIS の法科学インデックスには、11万4102件の DNA プロファイルが、犯罪者インデックスには、248万5857件の DNA プロファイルが収められている。また、2005年7月までに、CODIS が未解決の犯罪事件において採取された DNA プロファイルを相互に照合したり、有罪判決を受けた者の DNA プロファイルと照合することによって個人を特定し、結果として捜査に貢献した件数は、2万6177件に上っている。

以上が、CODIS の概要である。今回の法律は、次の二点から CODIS を支えるものとなっている。

第一に、補助金制度の拡充である。近年、資金不足のために、採取したものの分析ができていない DNA サンプルが増加している。こうした未処理 DNA サンプルは、2005年6月現在、全米で52万件を上回るとされている<sup>(注8)</sup>。今回の法律は、こうしたサンプルの分析に必要な資金を支給するために、既存の補助金プログラムを拡充する (42 U.S.C. § 14135、詳細は「2(3)未処理 DNA サンプル削減補助金プログラム」参照) とともに、分析を担当する職員の訓練資金等を支給するために、いくつかの補助金プログラムを新設した (42 U.S.C. §§ 14136, 14136a et al.、詳細は「2(9)法執行職員等のための DNA に関する訓練及び教育」ほか参照)。

第二に、NDIS に含めることができる DNA 情報の範囲の拡大である (42 U.S.C. § 14132(a)、詳細は「2(4)全米 DNA インデックス・システ

ム（NDIS）の拡大」参照）。この改正は、連邦レベルのデータベースであるNDISの有用性を一層高めることを目的としている。

### (3) 無実を証明するためのDNA検査

DNA検査は、法執行機関にとっては犯罪者を特定するための手段であるが、有罪判決を受けた者にとっては、無実を証明する技術でもある。今回の法律は、有罪判決を受けた者が、無実を主張してDNA検査を受けるための手続を定めた（18 U.S.C. § 3600、詳細は「2(13)有罪判決後のDNA検査」参照）。

実は、この規定を含む合衆国法典第18編第228A章の新設は、2000年前後以降の死刑慎重論の流れを引き継ぐものである。米国における死刑論議は、2000年前後を境に、死刑拡張論から死刑慎重論へと大きく変化したのである。その流れを簡単にみておこう。

1972年、連邦最高裁判所は死刑を違憲とする判決を下したが、1976年には合憲判決を下した。<sup>(注9)</sup> この1976年判決以降、連邦議会では、連邦法上の死刑制度の復活をはじめとして、死刑制度の拡大を求める議論が高まった。

レーガン政権は、1986年に連邦の死刑に関するガイドラインを公布するよう連邦量刑委員会に働きかけたが、これは失敗に終わった。しかし、1988年には、包括的薬物対策法（Anti-drug Abuse Act of 1998）<sup>(注10)</sup> が制定され、特定の麻薬関連の殺人に対しては死刑を科しようとなり、連邦法上の死刑制度は復活をみた。その後、クリントン政権下の1994年には暴力犯罪規制及び法執行法（Violent Crime Control and Law Enforcement Act of 1994）<sup>(注11)</sup> が制定され、50を超える新旧の連邦犯罪について死刑が科せられることになった。

こうした死刑制度復活の動きと並行して、州裁判所が下した死刑判決を連邦裁判所が再審理することを制限しようとする議論も起こってき

た。この議論は、人身保護令状の利用を一定の範囲で制限する、1996年反テロ及び効果的死刑法（Antiterrorism and Effective Death Penalty Act of 1996）<sup>(注12)</sup> に結実した。この法律が制定された第104議会においては、死刑囚の再審理請求を支援する各地の死刑情報センターに対する資金援助も削減された。

しかし、2000年以降は、死刑慎重論が徐々に力を強めつつあるように思われる。死刑囚を支援するNGOであるイノセンス・プロジェクト（Innocence Project）が、有罪判決後のDNA検査に基づいて死刑囚の無罪を数多く証明してきたことは、死刑慎重論の勢力伸張に与って力があった。また、2003年1月、イリノイ州知事が、同州のすべての死刑囚の刑を終身刑に減軽する決定を行ったことは、全米の注目を集めた。さらに、近年、注目すべき最高裁判決が2件出された。一つは、精神遅滞者に対する死刑を違憲とする判決<sup>(注13)</sup> であり、もう一つは、犯行時に18歳未満であった少年に対する死刑を違憲とする判決<sup>(注14)</sup> である。

確かに、今回の法律は、死刑制度の存続を前提にしたものではある。<sup>(注15)</sup> しかし、DNA検査の拡充に見られるように、死刑制度を含む刑事司法制度全般の運用を改善し、誤りを少なくすることを目指している点で、上述した死刑慎重論の伸張という趨勢の中にあるといえるだろう。事実、連邦議会が、その可謬性を認めた点は、画期的であると評価されている。<sup>(注16)</sup>

## 2 主要な規定

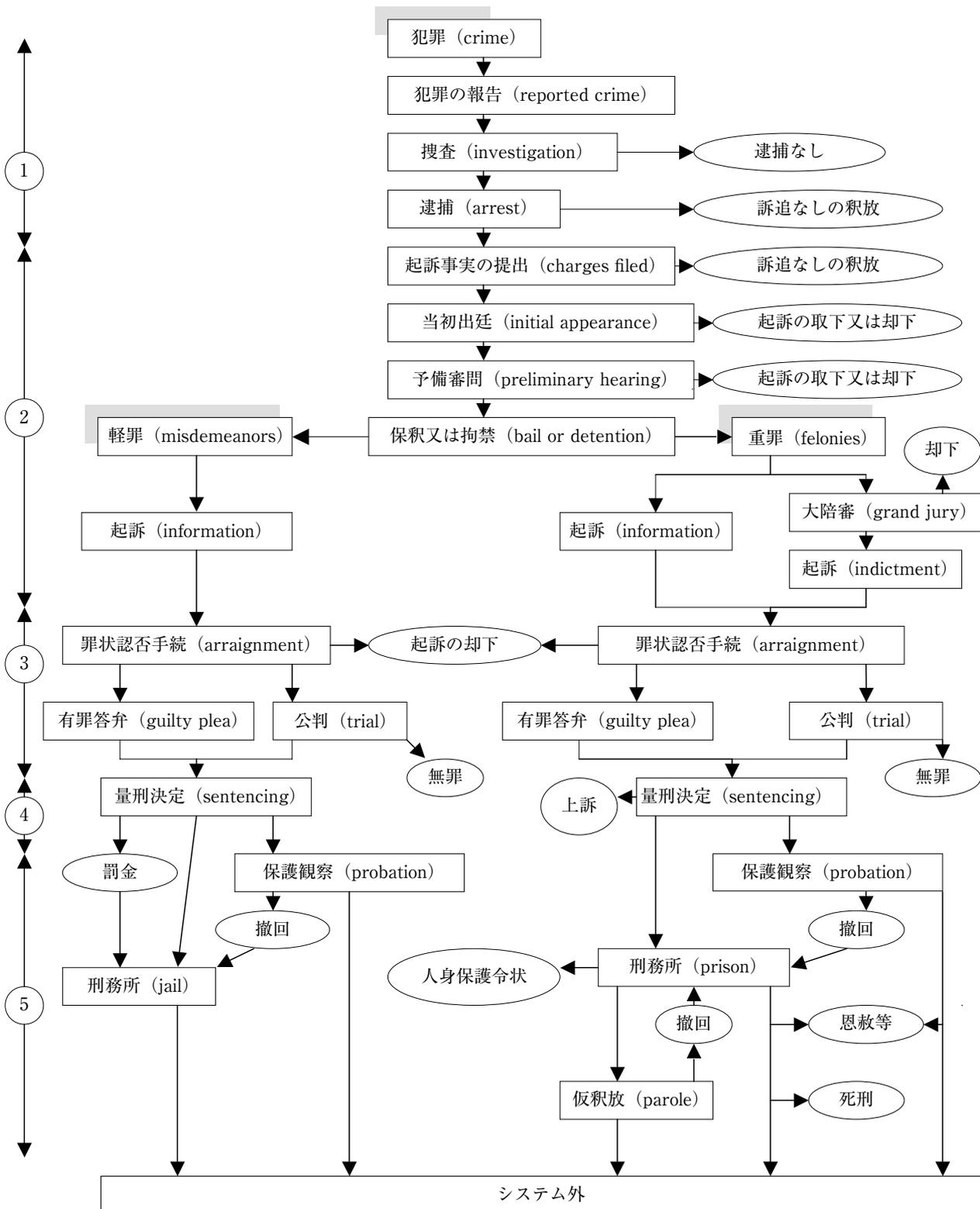
ここでは、今回制定された法律の主な規定を紹介する。それぞれにつき、まず規定の概要を記し、さらに必要がある場合には、解説を記す。

### (1) 犯罪被害者の権利

#### 概要

刑事裁判手続（次頁「刑事裁判手続の流れ」

## 刑事裁判手続の流れ



出典：Bureau of Justice Statistics, "Criminal Justice System Flowchart." (一部省略) <<http://www.ojp.usdoj.gov/bjs/largechart.htm>> (last access : 2005.8.31)

注：① 刑事裁判手続前の手続 (Entry into the System)、② 訴追及び公判前手続 (Prosecution and Pre-Trial Services)、③ 裁定 (Adjudication)、④ 量刑決定及び科刑 (Sentencing and Sanctions)、⑤ 矯正 (Corrections)

参照)において、連邦犯罪被害者に認められる主な権利は次のとおりである。

- (i) 被告人から適切に保護される権利
- (ii) 被告人の公開裁判手続 (public court proceedings) 又は仮釈放手続について、適切、正確かつ時宜にかなった通知を受け取る権利
- (iii) 公開裁判手続から排除されない権利。ただし、被害者が手続において他の証人の証言を聞くことにより、被害者の証言が実質的に変化するおそれがあると裁判所が判断する場合を除く。
- (iv) 連邦地方裁判所における、答弁手続や量刑決定手続を含む公開手続において、適切に聴聞を受ける権利
- (v) 事件担当の検察官と協議する適切な権利
- (vi) 法律の定めに従い、完全に時宜にかなった損害填補 (restitution) を受ける権利
- (vii) 不合理な遅滞なく手続を受ける権利
- (viii) 公正で、かつ尊厳及びプライバシーを尊重した処遇を受ける権利

裁判所は、被害者に対して行われた犯罪に関するあらゆる裁判手続において、被害者に上記に列挙した権利を保障しなければならない。また、裁判所は、上記(iii)に定める判断を行う前に、被害者の訴訟参加を可能な限り許容すべく、最大限の努力を払わなければならない。被害者の排除に際しては、それに代わる適切な方策を検討しなければならない。さらに、上記に列挙した権利を否定する判断を下す場合には、その理由を明示しなければならない。

刑事捜査・公訴等を管轄する司法省その他の連邦省庁の職員は、被害者が、上記に列挙した権利について通知され、享受することを保障しなければならない。検察官は、上記に列挙した権利について、被害者が弁護士の助言を求められることを、被害者に教示しなければならない。なお、上記に列挙した権利を主張できるのは、

被害者本人、その代理人及び検察官 (以下「被害者等」とする。) である。被害者等は、連邦地方裁判所における被告人に対する刑事裁判手続の中で、上記権利を主張しなければならない。こうした権利主張を含む請求がなされた場合、連邦地方裁判所は、これを直ちにに取り上げ、判断しなければならない。連邦地方裁判所が、これを棄却する場合には、被害者等は、職務執行令状 (writ of mandamus) を求めて、連邦控訴裁判所に申立てをすることができる。

連邦控訴裁判所がこの申立てを認める場合には、職務執行令状を交付することができる。裁判所がこの申立てを棄却する場合には、その理由を書面で明示しなければならない。認否の判断は、申立てが提出されてから72時間以内に行わなければならない。

被告人側が上訴した場合の控訴審手続においても、検察官は、連邦地方裁判所による上記に列挙した権利の否定が誤りであったと主張することができる。

しかし、上記に列挙した被害者の権利が認められなかったことが、新公判を開く根拠とされることはない。被害者は、次のすべてを満たす場合にのみ、答弁手続又は量刑決定手続の再開を求めることができる。①被害者が、聴聞を受ける権利を、当該手続の前又は進行中に主張したが、拒否されたこと、②被害者が、連邦控訴裁判所に対し、10日以内に職務執行令状を求める申立てを行ったこと、③答弁手続の場合には、被告人が起訴された最高刑について有罪答弁を行わなかったこと。

(第102条、18 U.S.C. § 3771の新設(翻訳後掲))  
**解説**

上記(ii)、(iii)にいう公開裁判手続には、事実審レベルと控訴審レベルの双方の手続が含まれる。<sup>(注17)</sup>

上記(iii)にいう「排除されない権利」は、政府に被害者の旅費や宿泊費を負担する義務を負わ

せるものではない。また、公開裁判手続が対象とされているので、被害者は、そもそも非公開とされている大陪審手続には参加することができない。さらに、組織犯罪事件や国家安全保障関連事件であって、非公開とする必要のある裁判については、従来どおり、被害者は参加を許され<sup>(注18)</sup>ない。

(iv)は、釈放 (release)、答弁 (plea) や量刑決定 (sentencing) といった公開手続において、被害者が聴聞を受ける権利を定める。被害者は、この公開手続に参加するために、いずれの当事者の許可を得ることも必要ではない。被害者が「適切に聴聞を受ける (reasonably be heard)」とは、原則として被害者から直接に話を聞かなければならないという意味である。聴聞を行わなくてよいのは、被害者が出廷して話すことが実際的ではない場合又は被害者が裁判所において別の形で聴聞を受けることを希望する場合のみである。

被害者の権利の主張は、被害者本人のみならず、代理人及び検察官にも認められている。このため、被害者が無能力又は未成年である、被害者がすでに死亡しているといった理由により、自らの権利を主張できない場合であっても、その権利が消滅しないことが保障される。さらに、検察官が被害者の権利を主張することが最も適切である場合 (被害者が手続に参加できない場合や、被害者の利害が検察のそれと一致し、その利害につき主張を統一した方がよい場合) もあることを考えれば、権利主張者を被害者に限定しないことには一定の合理性があるとされている。

また、上述のように、被害者が地方裁判所で権利を認められなかった場合には、適格な控訴裁判所に職務執行令状の交付を求めることができるとされたことで、被害者の権利の実現が保障されることが期待されている。

## (2) 被害者の権利を保障するための補助金 概要

司法省は、犯罪被害者に法的支援を提供するために、州等に補助金を提供することができる (第103条、42 U.S.C. §§ 10603d)。

また、同省は、刑事手続上の重要な日付及び展開を被害者に通知する最新のシステムの開発のために、州等に補助金を提供することができる (第103条、42 U.S.C. § 10603e)。

### 解説

現在、犯罪被害者に法的支援を提供する主な機関としては、ルイス・アンド・クラーク大学ロースクール (オレゴン州ポートランド) に設置された全米犯罪被害者法研究所 (National Crime Victim Law Institute) や、アリゾナ州立大学の犯罪被害者法支援プロジェクト (Crime Victims Legal Assistance Project) がある。司法省犯罪被害者補償室長は、こうした団体に、今回創設された補助金<sup>(注19)</sup>が提供されるよう保障することを期待されている。

他方、被害者通知システムとして、連邦には、司法省が運営する被害者通知システム (Victim Notification System (VNS))<sup>(注20)</sup>が存在する。これは、被害者に被害者識別番号と個人識別番号を付与し、それに基づき、被害者に対し、加害者の釈放や起訴といった、加害者の刑事司法手続における事実及び今後の刑事司法手続の日程等の情報を提供するものである。なお、情報提供は、捜査段階では連邦捜査局、訴追段階では合衆国検事事務所、拘禁段階では刑務局からなされる。

今回創設された補助金は、州等が、犯罪被害者の権利に関する合衆国法典第18編第3771条と実質的に同等の法律を定めることを条件として、VNSなどのシステムと同様の通知システムを開発するために支給されるものである。

### (3) 未処理 DNA サンプル削減補助金プログラム 概要

司法長官はこれまでも、DNA サンプルの分析を支援するため、州政府に補助金を支給し、CODIS の充実化を図ってきた。今回の法律は、この州への補助金プログラムを、「デビー・スミス未処理 DNA サンプル削減補助金プログラム (Debbie Smith DNA Backlog Program)」と名付けるとともに、受給対象団体を、従来の州政府に加え、地方行政組織にも拡大した。

また、補助金の支給目的も拡大され、(i)州法上の犯罪により有罪判決を下された者から DNA サンプルを採取すること、及び(ii)性的暴行等の犯罪者から採取した DNA サンプルの迅速な分析の確保、の二点が加えられた。

さらに、未分析の DNA サンプルがそれほど多くない州又は地方行政組織は、一定の要件に従い、その他の法科学的事件の未処理証拠を減らすために、この補助金プログラムを用いることもできることになった。この補助金のために、2005会計年度から2009会計年度の各年度に、1億5100万ドルの歳出を授權する (第202条、42 U.S.C. § 14135の改正 (翻訳後掲))。

#### 解説

上述したように、未処理 DNA サンプル (backlog) の増大は、深刻な問題となっている。有罪判決を受けた者から採取した DNA サンプルはもちろん、犯罪現場から採取した DNA サンプルについても、未処理分は増大する一方である。もっとも、ヴァージニア州では、有罪判決を受けた全ての重罪犯罪者からサンプル証拠を採取し、未処理 DNA サンプルが発生しないように精力的に分析を行っており、48%の事件で DNA プロファイルの一致が得られているという。こうした DNA 証拠の有用性を考えると、<sup>(注21)</sup>性犯罪等の犯罪現場の証拠で未分析となっているものの件数は、早急に削減を図られるべきも

のである。今回の法律は、こうした問題の解決をめざすものである。

### (4) 全米 DNA インデックス・システム (NDIS) の拡大

#### 概要

前述したように、全米 DNA インデックス・システム (NDIS) は、統合 DNA インデックス・システム (CODIS) のうち、全国の犯罪研究所で共有する DNA 情報のデータベースを指す。NDIS に含めることができる DNA 情報については、合衆国法典第42編第14132条 a 項に定めがある。これが、今回の法律により、次のものに拡大された。

- (i) 正式起訴された者又は略式起訴された者の DNA 個人識別記録
- (ii) 適切な法的権限に基づき DNA サンプルを採取された者の DNA 個人識別記録、ただし、不起訴となった逮捕者の DNA プロファイル及び嫌疑を晴らすのみの目的で自発的に提供された DNA サンプルを除く。

(第203条、42 U.S.C. § 14132(a)の改正 (翻訳後掲))

州は、逮捕者の不起訴が確定した段階で、その DNA 個人識別情報を NDIS から削除しなければならない。

(第203条、42 U.S.C. § 14132(d)(2)(A) に(ii)を追加する改正 (翻訳後掲))

#### 解説

今回の改正により、従来 NDIS に含めることが認められていた、①有罪判決を受けた者の DNA 個人識別記録、②犯罪現場から採取された DNA サンプルの分析結果、③特定されていない人間の遺留物から採取された DNA サンプルの分析結果、④行方不明者の家族から提供された DNA サンプルの分析結果の4種類に加え、被告人が起訴された段階や逮捕された段階であっても、州法等に根拠があれば、採取した

DNA 個人識別記録を NDIS に含めることができるようになった。ただし、結果的に有罪判決を受けなかったり、起訴されなかった者の DNA 情報は、NDIS から削除しなければならないこととされた。<sup>(注22)</sup>

## (5) 対象となる連邦犯罪の定義の改正

### 概要

連邦政府は、「対象となる連邦犯罪(qualifying Federal offenses)」として定義された犯罪について有罪とされ、拘禁されている者及び保護観察、仮釈放又は監督付釈放に付された者から、DNA サンプルを採取する権限を有する。今回の法律により、この「対象となる連邦犯罪」の定義が改正され、次のものが対象となる連邦犯罪とされた。

- (i) すべての重罪
- (ii) 合衆国法典第18編第109A章〔性的虐待〕に基づくすべての犯罪
- (iii) 合衆国法典第18編第16条に定義される語義に従うすべての暴力犯罪
- (iv) (i)から(iii)に定めるあらゆる犯罪の未遂又は共謀

(第203条、42 U.S.C. § 14135a(d)の改正(翻訳後掲))

### 解説

改正後の対象となる連邦犯罪については、2005年1月31日付の連邦規則法典(Code of Federal Regulations)第28.2条の改正により、詳細が定められた(翻訳後掲)。

なお、改正前に対象となる連邦犯罪とされていたのは、次の各条に定める犯罪である。合衆国法典第18編第1111条〔謀殺〕、第1112条〔故殺〕、第1113条〔謀殺又は故殺の未遂〕、第1114条〔合衆国の職員及び被用者の保護〕、第1116条〔外国職員、公式来賓又は国際的に保護された人の謀殺又は故殺〕、第1118条〔連邦囚人による謀殺〕、第1119条〔合衆国国民に対する外国での

謀殺〕、第1120条〔逃亡囚人による謀殺〕、第1121条〔連邦捜査職員又は州矯正職員を補助する者の殺害〕、第2241条〔加重性的暴行〕、第2242条〔性的虐待〕、第2243条〔児童又は被後見人の性的虐待〕、第2244条〔乱用的性的接触〕、第2245条〔性的虐待致死〕、第2251条〔児童の性的搾取〕、第2251A条〔児童の売却又は購入〕、第2252条〔未成年者の性的搾取に関する資料に関係する特定の活動〕、第2421条〔移送一般〕、第2422条〔強制及び勧誘〕、第2423条〔児童の移送〕、第2425条〔児童に関する情報を送付するための州際施設の利用〕、第3559条(c)(2)(E)〔誘拐〕、第2111条〔特別海域管轄及び特別領域管轄〕、第2112条〔合衆国の動産〕、第2113条〔銀行強盗及び関連する犯罪〕、第2114条〔郵便、通貨又は合衆国の他の財産〕、第2116条〔列車又は汽船内の郵便局〕、第2118条〔規制物質が関係する強盗及び窃盗〕、第2119条〔自動車〕、謀殺、故殺、誘拐、障害、第109A章に定める性的虐待に関係する重罪、近親相姦、窃盗又は強盗に関わる第1153条〔インディアン居留地における犯罪〕及び合衆国法典第18編第77章〔奴隷的労働、奴隷状態及び人身取引〕及び上記の犯罪の未遂又は共謀並びに司法長官の判断による、合衆国法典第18編第2332b条(g)(5)(B)に列挙された犯罪、合衆国法典第18編第16条に定める暴力犯罪又は上記の犯罪の未遂若しくは共謀

## (6) DNA 個人識別情報の不正利用に対する罰則の強化

### 概要

NDIS のデータベースに含まれる DNA サンプル又はインデックス化された DNA 個人識別情報を、権限なしに故意に入手する者に対する罰則が、従来の「10万ドル以下の罰金」から「25万ドル以下の罰金若しくは1年以下の拘禁刑又はこの併科」に強化された(第203条、42 U.S.C. 14133(c)(2)の改正(翻訳後掲))。

また、CODIS のデータベースに含められる前の段階における不正利用についても、罰則が強化された。すなわち、(i)合衆国法典第42編第14135条に基づき採取される DNA サンプル又は分析結果、(ii)合衆国法典第42編第14135a 条に基づき採取される DNA サンプル又は分析結果、又は、(iii)合衆国法典第42編第14135b 条に基づき採取される DNA サンプル又は分析結果を、受領権限のない人に故意に開示する者又は権限なく故意に取得し、若しくは利用する者に対する罰則が、従来の「10万ドル以下の罰金」から「25万ドル以下の罰金又は1年以下の拘禁刑」に強化された（第203条、42 U.S.C.14135e (c)の改正（翻訳後掲））。

#### (7) 公訴時効期間の延長

##### 概要

DNA 検査により、特定の人が合衆国法典第18編第109A 章〔性的虐待〕に基づく重罪以外の重罪を犯したことが示された場合には、その時点から公訴時効期間に等しい期間が経過するまでは、訴追は可能とされる（第204条、18 U.S.C. § 3297の新設（翻訳後掲））。

##### 解説

この点、2003年4月30日に成立した法律<sup>(註23)</sup>は既に、DNA の強力な証拠力にかんがみ、たとえ合衆国法典第18編第109A 章〔性的虐待〕の犯罪を犯した者の身元が分からない場合でも、氏名不詳のまま、特定の DNA プロファイル保持者として起訴することができるとしていた。この起訴が、犯罪から5年以内に行われた場合には、後に犯罪者の身元が特定されるまで、公訴時効期間の進行は停止する（18 U.S.C. § 3282に b 項を加える改正（翻訳後掲））。

これに対し、今回の法律は、合衆国法典第18編第109A 章に基づく重罪以外の重罪に該当する場合の証拠について、DNA 検査が行われた場合の公訴時効期間の特例を設けるものである。

#### (8) 女性暴力対策法の改正

##### 概要

女性に対する暴力の被害者に対する法的支援活動に対して提供される司法省の補助金プログラムの対象者に、「デートにおける暴力（dating violence）」の被害者も含められるように、女性暴力対策法を拡大する（第205条、42 U.S.C. § 3796gg-6 の改正）。

##### 解説

この司法省の補助金プログラムは、被害者支援団体と法支援団体が、被害者に法的支援を供するための協力体制の構築や、被害者に法的支援を供する団体への訓練の提供に対して支給される。

従来は、この規定による補助金プログラムの対象者は、ストーキングの被害者、性的暴行の被害者及び婚姻関係にある又は婚姻関係にあった配偶者からの暴力を受けた被害者とされていた。

#### (9) 法執行職員等のための DNA に関する訓練及び教育

##### 概要

司法長官は、法執行職員、裁判関連職員、矯正職員及び法科学専門家に対し、DNA サンプル及び DNA 証拠の分析や保存について、技術的支援等を提供するために、補助金を支給する。この補助金のために、2005会計年度から2009会計年度の各年度に、1250万ドルの歳出を授権する（第303条、42 U.S.C. § 14136の新設（翻訳後掲））。

#### (10) 性的暴行法科学検査プログラムに対する補助金

##### 概要

司法長官は、医師、看護師、被害者サービス提供者等に対し、DNA サンプル及び DNA 証拠の分析や保存に関して、技術支援等を行うた

めに、補助金を支給する。支給対象は、州政府や性的暴行検査プログラム等である。この補助金のために、2005会計年度から2009会計年度の各年度に、3000万ドルの歳出を授権する（第304条、42 U.S.C. § 14136a の新設（翻訳後掲））。

#### (11) 全米法科学委員会

##### 概要

司法長官は、刑事司法問題に経験のある人物を全米法科学委員会の委員に任命する。この委員会の任務としては、法科学関連団体が現在及び将来必要としている資源ニーズを査定することや、蓄積されたDNAサンプル等のアクセスや利用に関して定める、連邦、州及び地方のプライバシー保護法、規則及び運用を評価し、十分な保護がなされているかを判断することなどがある。

この委員会のために、2005会計年度から2009会計年度の各年度に、50万ドルの歳出を授権する。

（第306条、42 U.S.C. § 14136c の新設（翻訳後掲））

#### (12) その他のDNA関連補助金の創設

##### 概要

司法長官は、DNA技術の研究開発を目的とする補助金を支給する（第305条、42 U.S.C. § 14136b（翻訳後掲））。

また、同長官は、行方不明者等を同定するための法科学DNA技術の利用促進を目的とする補助金を支給する（第308条、42 U.S.C. § 14136d（翻訳後掲））。

#### (13) 有罪判決後のDNA検査

##### 概要

有罪判決を下した裁判所は、連邦法上の犯罪により拘禁刑又は死刑を宣告された者が書面により申請をする場合に、次のすべてを満たすと

判断するときは、DNA検査を命じなければならない。

- (i) 申請者が、偽証の場合には罰せられる条件の下で、実際には無罪であると主張すること。
- (ii) DNA検査の対象となる証拠が、申請者が犯したとされる犯罪の捜査又は訴追において保全されていること。
- (iii) DNA検査の対象となる証拠がこれまでにDNA検査を受けていないこと又は今回は以前受けたDNA検査よりも信頼性の高い検査を申請していること。これまでにDNA検査を受けていない場合であっても、検査を申請する権利を故意に放棄したとき等には、申請は認められない。
- (iv) 政府がDNA検査の対象となる証拠を、汚染や改変のおそれのない形で保管していること。
- (v) 申請されているDNA検査が、その範囲において適切であり、科学的に確実な方法を用いており、確立した法科学の手法と齟齬のないものであること。
- (vi) 申請者の抗弁方法が、公判時の積極的抗弁（affirmative defense）と矛盾せず、申請者の無罪を証明するものであること。
- (vii) 公判が行われた場合には、公判において加害者の同定が問題となっていたこと。
- (viii) 証拠のDNA検査により、申請者が犯罪者ではない相当な蓋然性が示されるなど、新たな実質的証拠が提出される可能性があること。
- (ix) 証拠のDNA検査結果と比較する目的で、申請者が自己のDNAサンプルの提出を認めていること。

DNA検査の申請は、この法律の制定〔2004年10月30日〕から5年間又は有罪判決から3年間のいずれか遅い方までは、時宜にかなっていると推定される。それ以降は、時宜にかなっていないと推定される。いずれの場合にも、推定に対する反証が許される場合が列挙されている。

裁判所は、DNA検査の申請を受理したときは、政府に対する通知を行い、原則として連邦捜査局に対してDNA検査を行うよう命じる。検査費用は申請者の負担となるが、申請者が無資力の場合には、政府が代わって負担する。また、申請者が死刑囚である場合には、(i)政府は上記の申請に応答してから60日以内にDNA検査を完了しなければならず、(ii)裁判所は、DNA検査が完了してから120日以内に検査結果に基づく救済方法を決定しなければならない。なお、検査結果は、裁判所、申請者及び政府に同時に開示される。

検査の結果、申請者のDNAプロフィールと証拠のDNAプロフィールが一致するかどうかを結論づけられない場合又は両者が一致した場合には、申請者のDNAサンプルをNDISに保存することができる。反対に、両者が一致しなかった場合には、司法長官は申請者のDNAサンプルを廃棄しなければならず、原則としてNDISに保存することはできない。

申請者のDNAプロフィールと証拠のDNAプロフィールが一致した場合には、申請者は裁判所侮辱罪で収監され得る。さらに、DNA検査の申請の際の虚偽の主張により有罪とされる場合には、すでに服する刑期に、3年以上の拘禁刑を加算される。

申請者のDNAプロフィールと証拠のDNAプロフィールが一致しなかった場合に、その検査の結果を他の証拠とあわせると、新公判の結果として無罪判決が出されることが有力な証明(compelling evidence)により示されるときは、裁判所は、新公判の申立て又は新たな量刑決定手続の申立てを認めることができる。

(第411条、18 U.S.C. § 3600の新設(翻訳後掲))

#### 解説

いったん有罪判決を下された被告人がDNA検査により無罪とされた事件は、1989年のギャリー・ドットスン(Gary Dotson)氏の例以降、

<sup>(注25)</sup> <sup>(注26)</sup> 150を超える<sup>(注25)</sup>とされる。こうした事例が増えるにつれ、犯人特定的手段としてだけでなく、無実の人を救う手段としてのDNA検査の力が注目されるようになってきている。こうした流れを受けて、今回の法律では、有罪判決を受けた者がDNA検査を申請する場合の手続が規定されることになった。

特筆すべきは、①被告人が有罪答弁をした結果として有罪とされた場合にも、被告人にDNA検査の申請を認めること、②DNA検査結果に基づく新公判の申立ての基準が、「有力な証明(compelling evidence)」により示されることがされたこと、③DNA検査の申請期限が、ゆるやかに定められたこと、の三点である。

まず、被告人が有罪答弁をした場合にも、被告人にDNA検査の申請を認める点について述べる。上記(vii)において、「公判が行われた場合には」とあるのは、被告人が、公判ではなく、有罪答弁をしたことに基づき有罪判決を下された場合には、加害者の同定が問題とされていなくとも、DNA検査の申請が認められることを明確にする趣旨である。<sup>(注24)</sup> 司法省は、有罪答弁をした被告人に有罪判決後のDNA検査の申請を認める必要はないと主張したが、連邦議会は、こうした被告人にも申請を認めることにした。これは、恐怖や精神障害により、実際には無実であるのに、有罪答弁をしてしまう被告人が存在することに配慮したものである。

第二に、DNA検査結果に基づき新公判を申し立てる基準が、「有力な証明」により示されることがされたことについて述べる。

従来、米国の連邦法には、日本の再審請求に類似した機能を有するものとして、合衆国法典第28編第2255条に定める救済の申立手続があった。<sup>(注27)</sup> この救済の申立てが認められる基準は、「明白かつ確信を抱くに足る証明(clear and convincing evidence)」とされている。<sup>(注28)</sup> これに対し、今回の法律により新設された合衆国法典

第18編第3600条により、DNA 検査結果に基づく新公判の申立てが認められる基準は、「有力な証明」として示されることとされた。有罪判決から何年も経ってから行われる場合であっても、DNA 検査は、当初の裁判で審査された証拠よりも正しい判断を下すための根拠を提供しうることから、通常の救済申立てが認められる基準よりは低く設定されたのである。

ここで「有力な証明」が認められる場合とは、「被告人が有罪であると結論することが陪審の能力の範囲にない場合」に認められる<sup>(注29)</sup>。逆に言えば、陪審が、被告人が有罪であるとの結論に至る可能性があれば、新公判は認められないことになる。

また、被告人が以前にも同じDNA 証拠を提出できたのにしなかった場合にも、新公判を正当化する「有力な証明」とは認められない<sup>(注30)</sup>。連邦刑事訴訟規則は、新証拠による新公判を、3年以内に発見された証拠に限定している<sup>(注31)</sup>が、これは、後に提出された証拠に、新公判で同じ重みを持たせることはできないという判断である。合衆国法典第18編第3600条において「有力な (compelling)」の語を用いたのは、同様の立場に立つことを明らかにする趣旨である。

第三に、DNA 検査の申請期限が、ゆるやかに定められたことについて述べる。上述したように、DNA 検査の申請は、「この法律の制定から5年間又は有罪判決から3年間のいずれか遅い方以降は時宜にかなっていないと推定される」が、この期間制限は、「十分な理由が示される (good cause shown)」場合には、それ以降の申請についても広く認める趣旨のゆるやかな制限である<sup>(注32)</sup>。この点、司法省は、「十分な理由が示される」という要件はゆるやかに過ぎ、「トラックでも通れる」と批判していた。

たしかに、期限制限なしにDNA 検査申請を認める規定の必要性は、公判前のDNA 検査が広く行われるようになるにつれて、減少するで

あろう。しかし、他方で今後、連邦議会が現時点では想像もできないような理由で、公判前手続又はその他の機会にDNA 検査を受けられない人が出てくる可能性もある。そのため、この期間制限は、意図的にゆるやかに定められたのだとされている。

#### (14) 生体証拠の保存 概要

連邦政府は、被告人が連邦犯罪により拘禁刑に服している間は、この犯罪の捜査又は訴追において保全した生体証拠を保存しなければならない。ただし、被告人がすでにDNA 検査の申請をし、却下されている場合や、被告人が政府から生体証拠を廃棄するとの通知を受け、通知から180日以内に合衆国法典第18編第3600条に基づく申立てを行わない場合は除く。

この条に基づいて保存が要求されている生体証拠のDNA 検査を阻止する等の目的のために、生体証拠を廃棄したり、改変したりする者は、合衆国法典第18編に基づく罰金若しくは5年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

(第411条、18 U.S.C. § 3600A の新設 (翻訳後掲))

#### 解説

生体証拠を保存しなくてよい場合は、あくまで例外とされなければならないというのがこの規定の趣旨である<sup>(注33)</sup>。たとえば、有罪判決が確定したらすぐに、政府から被告人に対して通知がなされ、180日後にDNA 証拠が廃棄されることが原則となるようなことがあってはならない。こうした事態は、有罪判決後のDNA 検査の申請につき、ゆるやかな期間制限を設けた議会の意図に反するからである。

#### (15) 有罪判決後のDNA 検査補助金プログラム 概要

司法長官は、有罪判決後のDNA 検査費用の

支出を支援するために、州に対して補助金を支給するプログラム（カーク・ブラズワース有罪判決後DNA検査補助金プログラム（Kirk Bloodsworth Post-Conviction DNA Testing Grant Program））を設ける。この補助金のために、2005会計年度から2009会計年度までの各年度に、500万ドルの歳出を授權する（第412条、42 U.S.C. § 14136e の新設（翻訳後掲））。

#### (16) 補助金支給要件

##### 概要

この法律の第303条〔法執行職員、矯正職員及び法曹のためのDNAに関する訓練及び教育〕、第305条〔DNA研究開発〕、第308条〔行方不明者のDNA個人識別〕、第412条〔カーク・ブラズワース有罪判決後DNA検査補助金プログラム〕のための補助金を支給する要件として、この法律の制定前に州法に相当の手続が定められていること又は合衆国法典第18編第3600条及び第3600A条に準じた規定を州法に設けることを求める（第413条）。

##### 解説

有罪判決後に新証拠が発見された場合に、新公判を認めるための事後救済手続は、各州に存在する。ただ、こうした一般的な手続の多くは、新証拠が有罪判決から6か月以内に裁判所に提出されることを要求している。新証拠がDNA証拠である場合、6か月の期間制限はあまりに短い。そこで、DNA証拠に特化した検査申請手続が、ニューヨーク州法を嚆矢として、いくつかの州で設けられつつある。

もっとも、未だに有罪判決後のDNA検査の申請手続を整備していない州もある。また、有罪判決後のDNA検査申請手続を設けていても、死刑判決を受けた被告人に申請者を限定していたり、申請期間を不当に短期に設定している州もある。

そこで、この法律は、州がすでに州法にDNA検査規定を有しているか、将来、前述の

合衆国法典第18編第3600条〔DNA検査〕や同編第3600A条〔生体証拠の保存〕に準じた規定を制定することを条件に、上記のいくつかの補助金を提供することにした。

#### (17) 死刑囚の弁護の改善のための補助金

##### 概要

司法長官は、州の死刑事件において、無資力の被告人に対して提供される弁護の質を改善するために、州に補助金を支給する。この補助金は、(i)死刑を科されうる犯罪により起訴される無資力者、(ii)死刑を宣告され、州裁判所に上訴を求める無資力者、(iii)死刑を宣告され、連邦最高裁判所に再審理を求める無資力者に十分な弁護を提供するための効果的な制度を設立し、実施し、改善するために用いられる。ただし、特定の死刑事件の弁護のために直接に又は間接に補助金を用いることはできない。

効果的な制度とされるためには、弁護人の指名権は、この法律の制定前に州法が制定されている場合を除き、次のいずれかに付与されていなければならない。すなわち、①公設弁護人プログラム、又は、②法令により、若しくは刑事事件についての州の終審裁判所により設立される死刑事件の専門家（現役の検察官を除く。）からなる団体である。

効果的な制度とされるためには、指名権者は、さらに、次の事項を実施しなければならない。すなわち、(a)死刑事件における無資力者を代理するよう指名される弁護士の資質を定めること、(b)資質のある弁護士の名簿を維持すること、(c)死刑事件における無資力者の弁護人として、原則2名の弁護士を名簿から指名すること、(d)死刑事件の弁護人に対して特別の訓練プログラムを行うこと、(e)弁護人の能力を監視し、資質のない弁護士を名簿から外すこと、(f)弁護人に対する報酬を適切に定めること等である。

（第421条、42 U.S.C. § 14163の新設）。

## 解説

2004年末現在、全米で死刑を認める州は38州<sup>(注37)</sup>であるが、このうち、死刑事件において有能な弁護士が資力のない被告人につくことを保障する、効果的なシステムを整備している州はほとんどない<sup>(注38)</sup>。そのため、能力の低い弁護士が不十分な弁護を行い、誤審を生む一因となっていると指摘されている。他方、能力の高い弁護士は、その能力に見合った報酬が受け取れず、弁護活動資金の不足に悩まされている。

この背景には、主に次の3つの問題があるという。

第一に、死刑事件の被告人が無資力である場合、カウンティが弁護士を選任する州が多いことである。州の立法府又は裁判所が基準を設定していない場合には、各カウンティが弁護士の能力を判断し、報酬を決定することになる。だが、カウンティが小規模で、資力に乏しく、公設弁護人制度（professional public defender system）が設けられていないときには、弁護士の質も報酬も低くなりがちである。

第二に、無資力の被告人が十分な弁護士サービスを受けられるようにカウンティが予算を支出しようとしても、これを制限しようとする政治的な圧力が存在することである。市民は多くの場合、刑事被告人の権利を守るために税金を用いることを快く思わない。

第三に、ほとんどすべての州で、死刑事件の被告人のための弁護人の任命は、独立した任命機関ではなく、事実審判事により行われることである。事実審判事はしばしば公選のポストである。そのため、常に政治的・行政的圧力にさらされている判事は、事件に時間・費用を費やす熱心な弁護士を任命しにくい立場にある。

もっとも、これらの問題を回避し、全米の模範ともなる効果的な弁護人選任システムを確立しているとして、連邦議会から高く評価されている例もある。ノースカロライナ州の弁護人選

任システムがそれである。同州では、「無資力被告人サービス委員会（Indigent Defense Services Commission）」と呼ばれる組織が設立されているが、同委員会は、「死刑弁護人（Capital Defender）」を選任する独立した権限を有する。この死刑弁護人が、死刑事件の弁護人となる資格のある民間の弁護士及び公設弁護士の名簿を編集し、維持する権限を有し、その名簿から、死刑囚一人につき二人の弁護士を指名する（死刑弁護人自身とスタッフを指名することもできるし、名簿から二名を指名することもできる）。死刑弁護人は、州で一名選任され、上記委員会に対しては責任を負うが、司法府や立法府に対しては負わない。

今回の法律は、このノースカロライナ州のようなシステムの確立を支援するために、補助金を支出することを可能にしたといえる。

最後に、弁護士報酬の基準を定める上記(f)につき、若干説明を加える。

上記(f)につき、法律は具体的には、「時間単位で、死刑事件の複雑性や弁護士の経験を反映した相当な時間給」により、指名された弁護士の報酬を定めるとしている。

無資力の被告人のための弁護人に対して連邦政府が支払う報酬は、米国の多くの地域で1時間あたり125ドルが相当とされている<sup>(注40)</sup>。これは「相当な時間給」を定めるにあたり、ひとつの目安となろう。

また、弁護士の報酬が、「時間単位」で定められることを求めるのは、現在多くの州で行われている「定額制公的弁護システム（flat fee, capped fee system）」での委託を不適當とする趣旨であると解されている<sup>(注41)</sup>。

## (18) 死刑囚の訴追の改善のための補助金概要

司法長官は、州の死刑事件において、公衆を代表する検察官の能力を高める目的で、州に対

して補助金を支給する。この補助金は、次の一以上の目的のために支給される。

- ・ 州の死刑事件における効果的な代表を保障するために、州及び地方の検察官に対する訓練プログラムを計画し、実施すること。
- ・ 州の死刑事件を扱う州及び地方の検察官の適切な基準及び資格を作成し、実施すること。
- ・ 州の死刑事件を扱う州及び地方の検察官の能力を評価すること。
- ・ 死刑事件における誤審のおそれを最小化するために必要な法改正を特定し、実施すること。
- ・ 有罪判決後の DNA 検査が必要な事件を特定するためのプログラムを設立すること。
- ・ 殺人被害者の家族に支援を提供すること。

(第422条、42 U.S.C. § 14163a の新設)

#### (19) 死刑囚の弁護の改善のための補助金及び死刑囚の訴追の改善のための補助金に対する歳出

##### 概要

上記(17)の死刑囚の弁護の改善のための補助金及び上記(18)の死刑囚の訴追の改善のための補助金につき、2005会計年度から2009会計年度の各年度に、7500万ドルの歳出を授権する(第426条、42 U.S.C. § 14163e の新設)。

#### (20) 連邦刑事事件において誤って有罪とされた者に対する補償の増額

##### 概要

連邦刑事事件において誤って有罪とされた者に対する補償金は、従来は5000ドルを超えない額とされていたが、今回これが増額され、死刑判決を受けた者は、12月の拘禁毎に10万ドルを超えない額の補償を、その他の判決を受けた者は、12月の拘禁毎に5万ドルを超えない額の補償を受けられることとなった(第431条、28

U.S.C. § 2513(e)の改正)。

### 3 残された課題

最後に、今回制定された法律を、当初の法案と比較することで、残された課題を探る。<sup>(注42)</sup>

今回の法律の審議過程で落とされ、又は変更された規定がいくつかあった。第一に、死刑を認めない州においては、当初は、連邦法上の死刑の適用についても制限が課されることになっていた。第二に、連邦法上の死刑事件においては、当初は、陪審に対する説示の方法が改善されるはずであった。第三に、有罪判決を受けた被告人が DNA 検査を申請する場合、当初は、無罪を主張する被告人に対し、期間制限なしに科学的検査の申請を認めることとされていた。第四に、州の死刑事件弁護人選任制度については、当初は、連邦が定める弁護人選任基準に従う州か否かにより、人身保護令状手続において連邦裁判所が州の死刑事件を再審理する範囲を定めることになっていた。

このうち、第一、第二の規定は、完全に落とされた。

第三の期間制限については、すでに述べたように、有罪判決を受けた者による DNA 検査の申請に関する期間制限は、ゆるやかなものとされたが、DNA の証拠力にかんがみると、そもそも期間制限を設けるべきではないとする意見も根強い。

また、第四の弁護人選任基準についていえば、今回の法律では、補助金の要件としての弁護人選任基準は定められたが、この基準と人身保護令状手続を連携させることは見送られた。すなわち、補助金の支給を望む州は連邦の定める選任基準に従わなければならないが、支給を望まなければ、州独自の基準を維持し続けることができ、そのことで、連邦裁判所が州の死刑事件を再審理する範囲は影響を受けないこととされた。米国の死刑判決の大部分は州裁判所で出さ

れるが、誤審の疑いがある事件は、人身保護令状手続により連邦裁判所の再審理に服することが多い。近年、こうした人身保護令状に基づく事件を審理してきた連邦最高裁判事は、州の刑事司法制度に重大な欠陥があるとの指摘を度々行っている。<sup>(注13)</sup> こうしたことから、連邦が州の死刑事件弁護人選任制度をより強力に誘導すべきであるとの意見もある。

## 注

\* インターネット情報はすべて2005年8月31日現在である。

- (1) Act of Oct.30, 2004, Pub. L. No. 108-405, 118 Stat. 2260.
- (2) 2004年4月22日に上院で可決。
- (3) 2003年11月5日に下院で可決。
- (4) 合衆国憲法第5修正及び第6修正参照。
- (5) 合衆国憲法第5条参照。
- (6) Federal Bureau of Investigation, "Combined DNA Index System."  
<<http://www.fbi.gov/hq/lab/codis/index1.htm>>
- (7) Act of Sept. 13, 1994, Pub. L. No. 103-322, Title XXI, subtitle C, 108 Stat. 2065.
- (8) Andrew Tilghman, "Backlog of DNA testing may have hurt public." *Houston Chronicle*, June 17, 2005.
- (9) 米国では、1972年の最高裁判決 (Furman v. Georgia, 408 U.S.238 (1972)) により、死刑は、残酷で異常な刑罰を禁ずる合衆国憲法第8修正に反し、違憲であるとされたが、数年後の1976年の最高裁判決 (Gregg v. Georgia, 428 U.S.153 (1976)) により、死刑は必ずしも合衆国憲法第8修正に反しないとされ、死刑が科される余地が開かれた。
- (10) Act of Nov. 18, 1988, Pub. L. No. 100-690, Title VII, 102 Stat. 4387. (codified at 21 U.S.C. §§ 848(e)-(g))
- (11) Act of Sep. 13, 1994, Pub. L. No. 103-322, Title VI, 108 Stat. 1959.
- (12) Act of Apr.24, 1996, Pub. L. No. 104-132, Title I, 110 Stat. 1217.

- (13) Atkins v. Virginia, 536 U.S. 304 (2002)
- (14) Roper v. Simmons, No.03-633, 2005 U.S. LEXIS 2200 (Decided March 1, 2005).
- (15) 当然のことながら、端的に死刑制度を廃止すべきであるという意見も存在する。(H.R. REP. No. 108-711, at 128 (2004)).
- (16) Ronald Weich, "Feature: The Innocence Protection Act of 2004: A Small Step Forward and A Framework for Larger Reforms." *The Champion*, Vol.29, March 2005, p.31.
- (17) 150 CONG. REC. S10910-10912 (daily ed. Oct. 9, 2004) (statement of Sen. Kyl).
- (18) 28 C.F.R. § 50.9.
- (19) 150 CONG. REC. S10913 (daily ed. Oct. 9, 2004) (statement of Sen. Kyl).
- (20) Department of Justice, "The Department of Justice Victim Notification System (VNS)."  
<[http://www.usdoj.gov/usao/ian/Victim\\_Witness/VNS.html](http://www.usdoj.gov/usao/ian/Victim_Witness/VNS.html)>
- (21) 150 CONG. REC. S11089-11090 (daily ed. Oct. 10, 2004) (statement of Sen. Biden) .
- (22) この点については、批判もある。その根拠は、① DNA 個人識別システムは、すでに厳格なプライバシー規則に服していること、②全米DNAインデックスに維持されているDNAプロファイルから、将来罹り得る病気などの医学的予測をすることは不可能であること、③イギリスは、1994年の法律でいったんは最終的に有罪とされなかった個人のDNAプロファイルを削除することを決めたが、この法律で削除されるべきプロファイルにより容疑者が特定される例が相次いだことから、2001年の法律で、容疑者が有罪とされなくても永続的にDNAプロファイルの保持を認めることにしたこと、等があげられている。(150 CONG. REC. S10914-10915(daily ed. Oct. 9, 2004) (statement of Sen. Cornyn).)
- (23) Act of Apr. 30, 2003, Pub. L. No. 108-21, 117 Stat. 650.
- (24) 150 CONG. REC. S11611 (daily ed. Nov. 19, 2004)

(statement of Sen. Leahy).

- (25) この中には死刑判決を受けた者も含まれる。一度は死刑判決を下されたが、後のDNA検査の結果に基づき無罪とされた最初の人物は、カーク・ブラズワース(Kirk Bloodsworth)氏である。ブラズワース氏は、児童の暴行・殺害の容疑で、連邦地方裁判所で死刑判決を下され、二年間死刑囚として過ごし、上訴した連邦控訴裁判所で終身刑に減軽された後、DNA検査の結果に基づき無罪とされた。
- (26) NGOのInnocence Projectによれば、DNA検査の結果に基づき無罪とされた者の数は、2005年8月1日現在で159名であるとされる。
- (27) 厳密に言うと、米国には、日本の再審と直接に対比できるような制度は存在しないが、事実の認定又は法令の適用に誤りのある有罪判決を是正するために採用され、あるいはその目的に役立つように運用されているものがいくつかある。そのうちの 하나가、連邦裁判所の有罪判決による受刑者に対する特別の救済措置として設けられた合衆国法典第18編第2255条である。そのほかの事後救済措置としては、新公判の申立て、コーラム・ノービス令状、人身保護令状手続、行政府の長による恩赦等がある。鈴木義男「アメリカにおける刑事再審制度(1)(2)」『警察研究』39巻9号, 1968.9, pp.35-37, pp.50-51.
- (28) 150 CONG. REC. S11611-11612 (daily ed. Nov. 19, 2004) (statement of Sen. Leahy).
- (29) 150 CONG. REC. S10914 (daily ed. Oct. 9, 2004) (statement of Sen. Hatch).
- (30) *Ibid.*
- (31) FED.R.CRIMP. 33(b)(1).
- (32) *Supra* note 24.
- (33) 150 CONG. REC. S11612 (daily ed. Nov. 19, 2004) (statement of Sen. Leahy).
- (34) N.Y.CRIM.PROC. § 440.30.
- (35) 2003年11月現在、有罪判決後のDNA検査の申立てを認めているのは、31州である。National Conference of State Legislatures, "Post-conviction DNA Motion."

<<http://www.ncsl.org/programs/health/genetics/dnamotions.htm>>

- (36) *Supra* note 33.
- (37) 死刑制度を廃止した州は、次の12州及びコロンビア特別区である。アラスカ州、ハワイ州、アイオワ州、メイン州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ミネソタ州、ノースダコタ州、ロードアイランド州、バーモント州、ウェストバージニア州、ウィスコンシン州。死刑制度を有するのは、その他の38州のほか、連邦政府と米軍である。
- (38) 150 CONG. REC. S11613 (daily ed. Nov. 19, 2004) (statement of Sen. Leahy).
- (39) アメリカの公的弁護制度については、次の文献が詳しい。このうち、pp.43-74では、公的弁護制度の現状と問題点が紹介されている。日弁連刑事弁護センター編『アメリカの刑事弁護制度』現代人文社, 1997.
- (40) 150 CONG. REC. S11614 (daily ed. Nov. 19, 2004) (statement of Sen. Leahy).
- (41) *Ibid.*
- (42) Weich, *supra*. note 16, at 29.
- (43) "Stevens Cites 'Serious Flaws' In Use of the Death Penalty." *Washington Post*, Aug.8, 2005.

#### 参考文献

- ・山本龍彦「米国におけるDNAデータベース法制と憲法問題」『警察学論集』58巻3号, 2005.3, pp.93-130.
- ・稲葉一人ほか「犯罪捜査におけるDNAデータベース—イギリス、アメリカ、カナダと日本の比較研究」『Studies 生命・人間・社会』No.7, June 2004, pp.53-85.
- ・Samuel R. Gross, et al., "Symposium: Innocence in Capital Sentencing: Article: Exonerations in the United States 1989 Through 2003." *Northwestern School of Law Journal of Criminal Law & Criminology*, Vol 95, Winter 2005, pp.523-555.

(なかがわ かわり・行政法務課)

# 2004年万人のための司法手続法（犯罪被害者の権利を確立し、DNA 検査の充実を図るための米国の法律）により整備された主要な規定

(2005年7月12日現在)

以下では、2004年万人のための司法手続法（Justice for All Act of 2004, Oct. 30, 2004, Pub. L. No. 108-405, 118 Stat. 2260.）により改正され、又は新設された合衆国法典の主な規定及び関連の深い規定を訳出した。また、2004年万人のための司法手続法の制定に伴って改正された連邦規則法典の規定も訳出した。

なお、〔 〕内は、規定の原文には存在しないが、本文中に置くことが理解の助けになるとの判断から、訳者が加えたものである。

(1) 合衆国法典 第18編 犯罪及び刑事手続 第213章 制限（抄）

第3282条 死刑が適用されない犯罪

第3297条 DNA 証拠が関係する事件

(2) 合衆国法典 第18編 犯罪及び刑事手続 第228A章 有罪判決後のDNA 検査（全訳）

第3600条 DNA 検査

第3600A条 生体証拠の保存

(3) 合衆国法典 第18編 犯罪及び刑事手続 第237章 犯罪被害者の権利（全訳）

第3771条 犯罪被害者の権利

(4) 合衆国法典 第42編 公共保健福祉 第136章 暴力犯罪の規制及び法執行（抄）

第14132条 法執行機関間のDNA 個人識別情報の交換を促進するためのイ

ンデックス

第14133条 連邦捜査局

第14135条 デビー・スミス未処理DNA サンプル削減補助金プログラム

第14135a条 特定の連邦犯罪者からのDNA 個人識別情報の採取及び利用

第14135b条 コロンビア特別区の特定の犯罪者からのDNA 個人識別情報の採取及び利用

第14135c条 釈放条件一般

第14135d条 歳出授權

第14135e条 プライバシー保護基準

第14136条 法執行職員、矯正職員及び法曹のためのDNA に関する訓練及び教育

第14136a条 性的暴行法科学検査プログラム補助金

第14136b条 DNA 研究開発

第14136c条 全米法科学委員会

第14136d条 行方不明者のDNA 個人識別

第14136e条 カーク・ブラッズワース有罪判決後DNA 検査補助金プログラム

(5) 連邦規則法典 第28編 司法行政 第28部 DNA 個人識別システム（抄）

第28.1条 目的

第28.2条 犯罪の定め

(1) 合衆国法典第18編 犯罪及び刑事手続  
第Ⅱ部 刑事手続  
第213章 制限 (抄)

TITLE 18. CRIMES AND CRIMINAL PROCEDURE  
PART II. CRIMINAL PROCEDURE  
CHAPTER 213. LIMITATIONS

中川 かおり 訳

**第3281条 (略)**

(A) a項に定められた公訴時効期間

**第3282条 死刑が適用されない犯罪**

(B) 正式起訴に含まれる犯罪事実に関連して個人が逮捕され、又は召喚状を送付されるまでは、第208章〔迅速な裁判〕の規定

(a) 一般規定

別に法律に明確に定める場合を除き、死刑が適用されない犯罪が行われてから5年内に、正式起訴又は略式起訴が行われなるときは、その犯罪により訴追され、裁判にかけられ、又は、処罰されることはない。

(3) 語の定義

b項の目的上、「DNA プロファイル(DNA profile)」とは、DNA 個人識別特性の組み合わせをいう。

(b) DNA プロファイルに基づく正式起訴

(1) 一般規定

被告人の身元が分からない第109A章〔性的虐待〕に基づく犯罪の起訴においては、被告人を、氏名が知られていないが、特定のDNA プロファイルを有する人として記述することで十分とする。

**第3283条—第3296条 (略)**

(2) 除外規定

第109A章〔性的虐待〕に基づく犯罪が行われてから5年内に行われる、b項(1)に記述される正式起訴は、次のものには服しない。

**第3297条 DNA 証拠が関係する事件**

第109A章〔性的虐待〕に基づく重罪にあたる犯罪を除き、DNA 検査が重罪を行う特定の人を示す場合には、通常は犯罪の訴追を排除する公訴時効期間は、DNA 検査により人が示された時点から、通常適用される公訴時効期間に等しい期間が経過するまでは完了しない。

(なかがわ かおり・行政法務課)

(2) 第18編 犯罪及び刑事手続  
第Ⅱ部 刑事手続  
第228A章 有罪判決後のDNA検査

TITLE 18. CRIMES AND CRIMINAL PROCEDURE  
PART II. CRIMINAL PROCEDURE  
CHAPTER 228A, POST-CONVICTION DNA TESTING

中川 かおり 訳

第3600条 DNA検査

(a) 一般規定

連邦犯罪による有罪判決に従い、拘禁刑又は死刑を宣告された個人(この条においては、「申請者」とする)による書面による申立てを受けた場合に、有罪判決を下した裁判所は、以下のすべてに該当すると判断するときは、特定の証拠についてDNA検査を命じなければならない。

(1) 申請者が、偽証の場合には罰される条件の下で、次のいずれかについて実際には無罪であることを主張すること。

(A) 申請者がそれに基づいて拘禁刑又は死刑の判決を受けた連邦犯罪

(B) 次のすべてを満たす場合のその他の連邦犯罪又は州犯罪

(i) 犯罪証拠が連邦の死刑量刑の聴聞で採用され、その犯罪につき無罪とされることで申請者の刑が減輕されるか又は新たな量刑聴聞の権利を与えられることが予想されること。

(ii) 州犯罪の場合には、次のいずれをも満たすもの

(I) 州犯罪に関係する特定の証拠についてDNA検査を許容するような適切な救済が州法の下では得られないことを申請者が証明すること。

(II) 州犯罪に関係する特定の証拠についてのDNA検査を要求するため

に、可能な範囲で、州法に基づいて入手可能なすべての救済手段を申請者がつくしたこと。

(2) 検査されるべき特定の証拠が、a項(1)に基づく申請者の主張において言及される連邦犯罪又は州犯罪の捜査又は訴追に関連して保全されていること。

(3) 検査されるべき特定の証拠が、次のいずれかに該当すること。

(A) 以前にはDNA検査にかけられたことはなく、申請者が次のいずれかをしていないとき

(i) 2004年無実被告人保護法の制定の日〔2004年10月30日〕の後に、裁判手続においてその証拠のDNA検査を請求する権利を、故意に及び自発的に放棄すること。

(ii) 有罪判決後のDNA検査のための以前の申立てにおいて、その証拠のDNA検査の請求を故意に行わないこと。

(B) 以前にDNA検査にかけられており、申請者が、以前のDNA検査よりも実質的に証明力の高い新しい方法又は技術を用いるDNA検査を請求していること。

(4) 検査されるべき特定の証拠が、政府により所持され、物証保管の継続性(chain of custody)に服し、提案されているDNA検査に重大な影響を及ぼす形で証拠が取り

- 替えられ、汚染され、改ざんされ、代置され、又は改変されていないことを保障するのに十分な状態で保持されること。
- (5) 提案されている DNA 検査が、範囲において適切で、科学的に確実な方法を用い、確立した法科学の手法と齟齬のないものであること。
- (6) 申請者が次のいずれをも満たす抗弁方法を特定していること。
- (A) 公判で提示された積極的抗弁 (affirmative defense) と齟齬のないこと。
- (B) a 項(1)に基づく申請者の主張において言及された連邦犯罪又は州犯罪について、申請者が実際には無罪であることを証明すること。
- (7) 申請者が公判を経て有罪判決を受けた場合には、公判において加害者の同定が問題となっていたこと。
- (8) 提案された特定の証拠の DNA 検査により、次のことを満たす新たな実質的証拠が提出されること。
- (A) a 項(6)に言及された抗弁方法の裏づけとなること。
- (B) 申請者が犯罪を遂行したのではないという相当な蓋然性を示すこと。
- (9) 申請者が比較の目的で DNA サンプルを提供することを保障すること。
- (10) 次の条件に従って、申立てが時宜にかなって行われること。
- (A) 申立てが、2004年万人のための司法手続法の制定〔2004年10月30日〕から60月以内又は有罪判決を受けてから36月以内のいずれか遅い期限内に行われた場合には、時宜にかなっているという、反証を許す推定がなされる。この推定に対する反証が許されるのは、次のいずれかの証明に基づく場合である。
- (i) 申請者の DNA 検査の申立てが、以前に却下された申立てにおいて利用された情報のみに基づいたものであること。
- (ii) 申請者の申立てが、遅延を生じさせるか、又は、嫌がらせかのいずれかのみ目的のためであることの明白で確信を抱くに足る証明 (clear and convincing evidence)
- (B) a 項(10)(A)を満たさない申立ては、時宜にかなっていないという、反証を許す推定がなされる。この推定に対する反証が許されるのは、裁判所による、次のいずれかのことについての認定に基づく場合である。
- (i) 申請者が過去又は現在、無能力 (incompetence) であり、その無能力が、申請者による DNA 検査の申立ての遅延に実質的に寄与していること。
- (ii) 検査されるべき証拠が、新たに発見された DNA 証拠であること。
- (iii) 申請者の申立ては、申請者自身の無罪の主張のみに基づいたものではなく、申立てを取り巻くすべての関連する事実及び事情を考慮したときに、却下が明白な (manifest) 不正義となること。
- (iv) 十分な理由が示されていること。
- (C) a 項(10)の目的上、次のように定める。
- (i) 「無能力 (incompetence)」の語は、合衆国法典第18編第4241条〔精神的に公判に耐えうる能力があるかの判断〕に定められる意味を有する。
- (ii) 「明白な (manifest)」とは、誤りようがなく、明確、明白又は議論の余地がないことを意味し、反対の結論がまったく明らかであることを要する。
- (b) 政府への通知；保管命令；弁護士の選任
- (1) 通知

a 項に基づいて提出された申立てを受理したときは、裁判所は次のことを行わなければならない。

(A) 政府に通知すること。

(B) 申立てに回答する相当の時間を政府に与えること。

(2) 保管命令

この条に基づく手続を実施するために必要な範囲で、裁判所は、政府に対し、a 項に基づく申立てに関係する特定の証拠を保管するよう指示しなければならない。

(3) 弁護人の選任

裁判所は、第3006A 条 a 項(2)(B)に基づく手続と同様に、この条に基づき無資力の申請者のために、弁護人を選任することができる。

(c) 検査手続

(1) 一般規定

裁判所は、この条に基づき命じられるすべての DNA 検査が、連邦捜査局により遂行されるよう指示する。

(2) 例外

(1)の定めにかかわらず、裁判所は、特定の証拠の完全性並びに検査手続及び検査結果の信頼性を確保するために必要なすべての指示を行う場合には、別の適格な研究所による DNA 検査を命じることができる。

(3) 費用

この条に基づき命令される DNA 検査の費用は次の者により支払われなければならない。

(A) 申請者

(B) 申請者が無資力の場合には、政府

(d) 死刑事件における期間制限

申請者が死刑を宣告されたすべての事件において、次のとおりとする。

(1) この条に基づき命令された DNA 検査は、政府が a 項に基づき提出された申立て

に回答する日の翌日から数えて60日以内に完了しなければならない。

(2) この条に基づき命じられた DNA 検査が完了した日の翌日から数えて120日以内に、裁判所は、適宜、f 項又は g 項に基づく検査後の手続を命令しなければならない。

(e) 検査結果の報告

(1) 一般規定

この条に基づき命じられた DNA 検査の結果は、裁判所、申請者及び政府に対し、同時に開示されなければならない。

(2) NDIS

政府は、申請者の DNA に関するすべての検査結果を、全米 DNA インデックス・システム (e 項においては、NDIS という) に対して提出しなければならない。

(3) DNA サンプルの保存

(A) NDIS への搭載

この条に基づき入手された DNA 検査結果が、結論を導き出すには十分ではないとき又は申請者が DNA 証拠の源であることを示すときは、申請者の DNA サンプルは、NDIS に保存されることができる。

(B) 別の犯罪との合致

この条に基づき入手された DNA 検査結果により、申請者が DNA 証拠の源ではないとされたときであっても、申請者の DNA サンプルの照合の結果、申請者の DNA サンプルと別の犯罪の間で合致をみた場合には、司法長官は適切な機関に通知をし、申請者の DNA サンプルを保存しなければならない。

(C) 合致なし

この条に基づき入手された DNA 検査結果が、申請者を DNA 証拠の源ではないとし、申請者の DNA サンプルの照合によっても、申請者の DNA サンプルと

別の犯罪の間で合致がない場合には、司法長官は、申請者の DNA サンプルを廃棄しなければならない。かつ、その申請者の DNA サンプルを NDIS に保存する別の法的権限がないかぎり、NDIS にその情報を保存しないように保障しなければならない。

(f) 検査後の手続；有罪の根拠と決めかねる結果及び有罪の根拠となりうる結果

(1) 有罪の根拠と決めかねる結果

この条に基づき入手された DNA 検査結果が、申請者の有罪の根拠と決めかねる場合には、裁判所は、適切なきは追加的な検査を命じるか、又は、申請者の救済を拒否することができる。

(2) 有罪の根拠となりうる結果

この条に基づき入手された DNA 検査結果により、申請者が DNA 証拠の源であることが示された場合には、裁判所は次のことを行う。

(A) 申請者の救済を拒否する。

(B) 政府の申立てに基づき、次のことを行う。

(i) 実際には無罪であるとする申請者の主張が誤っていたかを判断し、裁判所が申請者の主張が誤っていたとの判断を下す場合には、申請者を裁判所侮辱罪で収監することができる。

(ii) この条に基づいて行われた DNA 検査の費用を申請者に対して請求する。

(iii) 刑務局長に、裁判所の判断を伝える。局長は、その判断を受領したときは、第3632条に基づき授権される善行への信頼 (good conduct credit) の全部又は一部を、その判断を基礎として拒否することができる。

(iv) 申請者が合衆国仮釈放委員会 (United States Parole Commission) の管轄下

にある場合には、その委員会が裁判所の判断を基礎として仮釈放を拒否できるように、その判断を伝える。

(v) DNA 検査結果が州犯罪に関係する場合には、裁判所の判断を適切な州職員に提供する。

(3) 量刑

この条に基づく手続における誤った主張又は他の行為のための、第79章〔偽証罪〕に基づく申請者の訴追において、申請者が有罪判決を受けたときは、裁判所は、申請者に3年以上の拘禁刑を科さなければならない。これは、現在申請者が服している拘禁刑に加える形で科される (run consecutively)。

(g) 検査後の手続；新公判又は再量刑決定の申立て

(1) 一般規定

(1)に基づく申立てを時宜にかなっていないとして禁ずる定めにかかわらず、この条に基づく DNA 検査の結果が申請者を DNA 証拠の源から排除する場合には、申請者は、新公判又は再量刑決定のいずれか適切な方を申立てることができる。裁判所は、申請者が申立てを行うため、及び、政府がその申立てに応答するために、相当の日程を定めなければならない。

(2) 新公判又は再量刑決定の申立てを認めるための基準

裁判所は、DNA 検査の結果を事件の他のすべての証拠 (その証拠は、公判で提出されたか否かを問わない) とあわせて考えたときに、新公判により次の犯罪につき無罪とされる結果となることが、有力な証明 (compelling evidence) により示される場合には、申請者の新公判又は再量刑決定のいずれか適切なものの申立てを認めることができる。

- (A) 新公判の申立ての場合には、申請者がそれに基づき拘禁刑又は死刑を宣告された連邦犯罪
- (B) 再量刑決定の申立ての場合には、犯罪証拠が連邦死刑量刑決定の聴聞で採用され、その犯罪について無罪とされることで申請者の量刑が減らされる権利又は再量刑決定手続を受ける権利が付与されるときは、その他の連邦犯罪又は州犯罪
- (h) その他の法律は影響を受けない
  - (1) 有罪判決後の救済
 

この条は、別の法律に基づいて人がDNA検査又は有罪判決後の救済を受けうる状況に影響を与えない。
  - (2) 人身保護令状
 

この条は、連邦の人身保護令状手続における救済の基礎を提供するものではない。
  - (3) 第2255条〔連邦による拘束、有罪判決に対する救済の申立て<sup>(註1)</sup>〕に基づく申立てではないこと
 

この条に基づく申立ては、申立て又は他の申立てが、第2255条に基づく二度目の又はその後の申立てであるか否かを判定する目的のために、第2255条に基づく申立てであるとみなされることはない。

### 第3600A条 生体証拠の保存

- (a) 一般規定
 

別の法律の規定にかかわらず、政府は、被告人が連邦犯罪により拘禁刑に服している場合には、その犯罪の捜査又は訴追において保全された生体証拠を保存しなければならない。
- (b) 定められた期間
 

この条の目的のために、「生体証拠 (biological evidence)」の語は、次のものを意味する。

  - (1) 性的暴行法科学検査キット
  - (2) 精液、血液、唾液、毛髪、皮膚組織又は

- 他の特定された生体資料
- (c) 適用可能性
 

a項は、次の場合には適用されない。

  - (1) 裁判所が、被告人による第3600条に基づく生体証拠のDNA検査のための請求又は申立てを却下し、上訴が行われていない場合
  - (2) 被告人が、2004年無罪被告人保護法の制定の日〔2004年10月30日〕より後に行われる裁判手続において、生体証拠のDNA検査を請求する権利を故意及び自発的に放棄する場合
  - (3) 有罪判決が確定し、被告人が有罪判決の直接の再審査のためのすべての機会を尽くした後で、被告人が生体証拠の廃棄の可能性を通知され、かつ、被告人が通知の受領から180日以内に第3600条に基づく申立てを行わない場合
  - (4)(A) 証拠が正当な権利を有する所有者に返還されるべき場合又は証拠が保管を実行不可能にするような規模、容量又は物理的性質のものである場合
    - (B) 政府が、将来のDNA検査を許容するのに十分な重要証拠の一部を取り分け、保存するための相当の措置をとる場合
  - (5) 生体証拠がすでに第3600条に基づくDNA検査を受け、被告人がその証拠の源であるという結論がでている場合
- (d) その他の保存要求
 

この条は、生体証拠を含む証拠が保存されることを要求する法律、規則、裁判所命令又は他の法律の規定に専占し、又は優越することはない。
- (e) 規則
 

2004年無罪被告人保護法の制定の日〔2004年10月30日〕の翌日から180日以内に、司法長官は、被用者が規則に従うこと担保するための適切な懲戒罰を含む、この条を実施する

ための規則を公布しなければならない。<sup>(注2)</sup>

(f) 刑事罰

証拠が、DNA検査に付されることを阻止し、又は、公的な手続においてその証拠の提出若しくは利用を阻止する意図をもって、この条に基づき保存を要求された生体証拠を故意に又は意図して、廃棄し、改変し、又は、偽造する者は、この編に基づく罰金若しくは5年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

(g) 人身保護令状

この条は、連邦の人身保護令状手続による救済の根拠を提供するものではない。

注

- (1) 合衆国法典第18編第2255条は、連邦法に基づき下された判決について、人身保護令状を請求する場合の手続を条文化したものである。抄訳は、次の文献参照。鈴木義男「アメリカにおける刑事再審制度(一)」『警察研究』39巻9号, 1968.9, p.50.
- (2) すでにInterim Ruleが公布されている。Preservation of Biological Evidence under 18 U. S. C. 3600A (70 Fed. Reg. 21951 (April 28, 2005)).

(なかがわ かおり・行政法務課)

(3) 合衆国法典 第18編 犯罪及び刑事手続  
第Ⅱ部 刑事手続  
第237章 犯罪被害者の権利

TITLE 18. CRIMES AND CRIMINAL PROCEDURE  
PART II. CRIMINAL PROCEDURE  
CHAPTER 237. CRIME VICTIMS' RIGHTS

中川 かおり 訳

**第3771条 犯罪被害者の権利**

(a) 犯罪被害者の権利

犯罪被害者は、次の権利を有する。

- (1) 被告人から適切に保護される権利
- (2) 被告人の犯罪又は釈放若しくは逃亡に関する公開裁判手続又は仮釈放手続について、適切で、正確で、かつ時宜にかなった通知を受ける権利
- (3) 公開裁判手続から排除されない権利。ただし、裁判所が、明白かつ確信を抱くに足る証明 (clear and convincing evidence) を受理した結果として、被害者が手続において他の証言を聞いた場合には、被害者による証言が実質的に変化すると判断する場合を除く。
- (4) 釈放、答弁、量刑決定又は仮釈放の手続を含む、地方裁判所における公開手続において適切に聴聞を受ける権利
- (5) 事件担当の検察官 (attorney for the Government) と協議する適切な権利
- (6) 法律の定めに従った完全かつ、時宜にかなった損害填補 (restitution) を受ける権利
- (7) 不合理な遅滞なく手続を受ける権利
- (8) 公正で、かつ被害者の尊厳及びプライバシーを尊重した処遇を受ける権利

(b) 付与された権利

裁判所は、犯罪被害者に対して行われた犯罪に関係するあらゆる裁判手続において、犯

罪被害者が a 項に定められた権利を付与されるよう保障しなければならない。裁判所は、a 項(3)に定める判断を行う前に、被害者の参加を可能な限り許容すべく最大限の努力を払わねばならず、刑事手続から被害者を排除することに代わる相当の案を検討しなければならない。この章に基づく救済を拒否するすべての判断の根拠は、明確な記録にしなければならない。

(c) 権利を付与するための最大限の努力

(1) 政府

犯罪の発見、捜査又は訴追に携わる司法省及び連邦の他の省庁の職員及び被用者は、犯罪被害者が a 項に定める権利について通知され、かつ享受することを保障するための最大限の努力をしなければならない。

(2) 弁護士の見解

検察官は、犯罪被害者に対して、その者が a 項に定められた権利について、弁護士の見解を求めることができることを教示しなければならない。

(3) 通知

この条に従って通常は要求される釈放の通知は、何人かの安全を危険にさらす可能性がある場合には行われぬ。

(d) 執行及び制限

(1) 権利

犯罪被害者又は犯罪被害者の法定代理人及び検察官は、a 項に定める権利を主張す

ることができる。当該犯罪の被告人は、この条に基づきいかなる形の救済も認められない。

(2) 複数の犯罪被害者

犯罪被害者が多数人存在するために、a項に定める権利をすべての犯罪被害者に認めることが不可能であると裁判所が判断する場合には、裁判所は、この条を実施するために、手続を過度に複雑化したり、遅延させたりしないような適切な手続を定めなければならない。

(3) 救済の請求 (motion for relief) 及び職務執行令状 (writ of mandamus)

a項に定められた権利は、被告人がその犯罪につき訴追された地方裁判所において又は訴追が進行中でない場合には、犯罪が行われた場所を管轄する地方裁判所において主張されなければならない。地方裁判所は、被害者の権利を主張する請求を直ちに提起し、判断しなければならない。求められた救済を地方裁判所が拒否する場合には、請求人は、職務執行令状を求めて控訴裁判所に申立てを行うことができる。控訴裁判所は、巡回区規則又は連邦上訴手続規則に従って、単独の裁判官の命令による令状を発行することができる。控訴裁判所は、申立てが提出されてから72時間以内に直ちにそれを取り上げ、判断しなければならない。いかなる場合においても、この条を執行する目的のために、手続を停止してはならず、又は、5日以上継続して行ってはならない。控訴裁判所が求められた救済を拒否する場合には、その理由が、書面の意見において明確に述べられなければならない。

(4) 誤り

政府は、刑事事件の上訴において、その上訴が関係する手続において、地方裁判所

による犯罪被害者の権利の否定が誤りであったと主張することができる。

(5) 救済の制限

この条に基づく権利を付与しなかったことが新公判を開く根拠とされることはない。被害者は、次の場合にのみ答弁手続又は量刑決定手続の再開の申立てを行うことができる。

(A) 被害者が、問題となっている手続の前又は進行中に聴聞の権利を主張し、その権利が否定された場合

(B) 被害者が、控訴裁判所に対して、10日以内に職務執行令状を求めて申立てを行った場合

(C) 答弁手続の場合には、被告人が起訴された最高刑について有罪答弁をしなかったとき

(5)は、合衆国法典第18編に定められた損害填補 (restitution) を受ける被害者の権利に影響を及ぼさない。

(6) 訴訟原因の否定

この条は、損害賠償を求める訴訟原因を認め、又は合衆国政府若しくはその職員若しくは被用者が損害賠償責任を問われうる違反として、被害者若しくは他の人に対する義務を創設し、拡大し、若しくは示唆するものとして解釈されてはならない。この条は、司法長官又はその指示の下に動く職員の訴追裁量を損なうものとして解釈されてはならない。

(e) 定義

この条の目的上、「犯罪被害者 (crime victim)」とは、連邦犯罪又はコロンビア特別区における犯罪の遂行の結果として、直接に (directly) 及び近接して (proximately) 害された者をいう。犯罪被害者が、18歳未満、無能力 (incompetent)、行為無能力 (incapacitated) 又は死亡の場合には、犯罪被害者の法定後見

人、犯罪被害者の管財人、家族構成員又は裁判所により適当であるとして指名された他の者は、この条に基づく犯罪被害者の権利を承継することができる。ただし、いかなる場合であっても、被告人が代理人又は管財人に指名されることはできない。

(f) 遵守を促す手続

(1) 規則

この章の制定の日〔2004年10月30日〕から1年以内に、司法長官は、犯罪被害者の権利を執行するため、及び、犯罪被害者に関する法律上の義務を関係する職員が遵守することを保障するために、規則を公布する。<sup>(注1)</sup>

(2) 内容

(1)に基づいて公布される規則は、次のことを定める。

- (A) 犯罪被害者の権利の付与又は侵害に関する苦情を受け、及び調査するために、司法省の内部に担当職を指名すること。
- (B) 犯罪被害者の扱いに関して、連邦法の定めに従わなかった司法省の被用者及び

職員に対する訓練コースを義務付けること並びにその他の方法により犯罪被害者のニーズにより効果的に応答することができるよう被用者及び職員を支援すること。

(C) 犯罪被害者の扱いに関する連邦法の規定に意図的に又は過失により従わなかった司法省の被用者については、雇用の一時停止又は終了を含む、懲戒罰を設けること。

(D) 司法長官又は司法長官の指名する者が苦情の最終裁定者であり、苦情申立人により、司法長官の最終決定の司法審査が求められることはないことを定めること。

注

- (1) すでに規則案が公表されている。Procedures To Promote Compliance With Crime Victims' Rights Obligations, 70 Fed. Reg. 39206 (July 7, 2005)

(なかがわ かおり・行政法務課)

(4) 第42編 公共保健福祉  
第136章 暴力犯罪の規制及び法執行  
州及び地方の法執行  
DNA による個人識別 (抄)

TITLE 42. THE PUBLIC HEALTH AND WELFARE  
CHAPTER 136. VIOLENT CRIME CONTROL AND LAW ENFORCEMENT  
STATE AND LOCAL LAW ENFORCEMENT  
DNA IDENTIFICATION

中川 かおり 訳

第14131条 (略)

第14132条 法執行機関間での DNA 個人識別  
情報の交換を促進するためのインデックス

(a) インデックスの設立

連邦捜査局長は、以下に掲げる事項のインデックスを設けることができる。

(1) 次の者の DNA 個人識別記録

- (A) 有罪判決を受けた者
- (B) 正式起訴又は略式起訴された者
- (C) 適切な法的権限に基づいて DNA サンプルを採取された者。ただし、正式起訴又は略式起訴に至らなかった逮捕者からの DNA プロファイル及び嫌疑を晴らす目的だけのために自発的に提出された DNA サンプルは、全米 DNA インデックス・システムに含めてはならない。

(2) 犯罪現場から採取された DNA サンプルの分析結果

(3) 特定されていない人間の遺留物から採取された DNA サンプルの分析結果

(4) 行方不明者の親族から自発的に提供された DNA サンプルの分析結果

(b) 情報

a 項に定められるインデックスは、DNA 個人識別記録及び DNA 分析結果についての次に該当する情報のみを含む。

(1) 連邦捜査局長が第210303条<sup>(注1)</sup>に基づいて発

行する DNA 分析のための品質保証プログラムのためのガイドラインを満たす又はガイドラインを超える、公表された基準に従う刑事司法機関 (criminal justice agency) (又は合衆国法典第10編第1565条 [DNA 個人識別情報: 特定の犯罪者からの採取; 利用] に従う国防長官) により、又は、それを代理して行われる分析に基づくもの

(2) 次のいずれをも満たす研究所により準備されたもの

(A) 法科学コミュニティ内で全米的に認知されている、法科学に積極的に関わる人の非営利の専門家団体により、2004年 DNA 性的暴行正義法の制定の日 [2004年10月30日] から2年以内に認証を受けた研究所

(B) 連邦捜査局長により定められた基準に従うことを証明するための外部監査を、2年間に1度以上受けている研究所

(3) 保存された DNA サンプル及び DNA 分析結果の開示を次の場合のみに許容する規則に従って、連邦、州及び地方の刑事司法機関 (又は合衆国法典第10編第1565条 [DNA 個人識別情報: 特定の犯罪者からの採取; 利用] に従う国防長官) により維持されるもの

(A) 法執行における個人識別目的のために刑事司法機関に対してする場合

- (B) 適当な法律又は規則に従って別途許容されるときは、司法手続における場合
  - (C) 刑事弁護の目的上、被告人が起訴された事件に関連するサンプル及びそれに関連して行われた分析結果にアクセスできるようにされるべきときに、被告人に対してする場合
  - (D) 人口統計データベースのため、個人識別調査・プロトコル開発目的のため、又は、品質統制目的のために、人物識別情報が除かれている場合
- (c) 不遵守の場合
- b 項に定める品質保証及びプライバシー保護の要件を満たさない場合には、この条により定められたインデックスへのアクセス権は撤回される。
- (d) 記録の削除
- (1) 局長によるもの
- (A) 連邦捜査局長は、対象となる犯罪に関する個々の有罪判決について、その判決が破棄されたことを示す最終的な裁判所命令の正式な写しを受け取ったときは、対象となる連邦犯罪又は対象となるコロンビア特別区の犯罪（それぞれ、2000年未処理 DNA 分析削減法第 3 条及び第 4 条<sup>(注3)</sup>に基づいて定められる）に基づいてインデックスに含められた人の DNA 分析結果を、a 項に定めるインデックスから速やかに削除しなければならない。
- (B) d 項(1)(A)の目的上、「対象となる犯罪 (qualifying offense)」とは、次のものをいう。
- (i) 2000年未処理 DNA 分析削減法第 3 条<sup>(注4)</sup>に定められる対象となる連邦犯罪
  - (ii) 2000年未処理 DNA 分析削減法第 4 条<sup>(注5)</sup>に定められる対象となるコロンビア特別区の犯罪
  - (iii) 合衆国法典第10編第1565条〔DNA

個人識別情報：特定の犯罪者からの採取；利用〕に基づき定められる対象となる軍事犯罪

(C) d 項(1)(A)の目的上、裁判所命令について、上訴又は裁量的再審査申請のための時間が残されている場合には、裁判所命令は「最終的」とはいえない。

(2) 州によるもの

(A) a 項に定めるインデックスへのアクセスの条件として、州は、次の場合には、州によりインデックスに含められた人の DNA 分析結果を、速やかにインデックスから削除しなければならない。

(i) 分析結果がインデックスに含められた根拠となった又は根拠となったであろう犯罪についてのそれぞれの者の有罪判決について、その有罪判決が破棄されたことを証明する最終的な裁判所命令の正式な写しを、責任ある機関又は州の職員が受け取った場合

(ii) 分析結果がインデックスに含められた根拠となった又は根拠となったであろう犯罪について有罪判決を受けず、分析結果がインデックスに含められた根拠となった起訴事実又は含められた根拠となったであろう起訴事実が却下又は無罪の結果となった場合

(B) d 項(2)(A)の目的上、裁判所命令について、上訴又は裁量的再審査申請のための時間が残されている場合には、裁判所命令は「最終的」とはいえない。

(e) キーボード検索の権限

(1) 一般規定

局長は、a 項に定めるインデックスに、DNA 個人識別記録又は DNA 分析結果についての情報を含める目的で、そのインデックスにアクセスする権限を与えられているいかなる人に対しても、嫌疑をはらす

目的のみのために自発的に提出された DNA サンプルを除き、刑事司法目的で合法的に採取された DNA サンプルから入手される情報について、一括したキーボード検索を行う目的でもそのインデックスにアクセスする権限を保障しなければならない。

(2) 定義

(1)の目的上、「キーボード検索 (keyboard search)」とは、DNA サンプルから得られた情報がインデックスに含まれることなく、DNA サンプルから得られた情報をインデックスに含まれる情報と対照する検索をいう。

(3) 専占しないこと

e 項は、州法に専占すると解釈してはならない。

### 第14133条 連邦捜査局

(a) 技能テスト要件

(1) 一般規定

(A) DNA 分析を行う連邦捜査局の職員は、第210303条<sup>(注6)</sup>に基づき定められる基準を満たす DNA 技能テストプログラムによる半年に一度の外部技能テストを受けなければならない。

(B) この法律の制定の日〔1994年9月13日〕から1年内に、連邦捜査局長は、連邦捜査局研究所で行われる DNA 分析の技能を判定するための定期的なブラインド外部テストを準備しなければならない。

(C) (1)において、「ブラインド外部テスト (blind external test)」とは、他の機関を通じて研究所に提示されるもので、分析官には通常の証拠に関係するように見えるものをいう。

(2) 報告

この法律の制定の日〔1994年9月13日〕から5年間は、連邦捜査局長は、(1)に定め

られたそれぞれのテスト結果についての年次報告書を上院及び下院の司法委員会に提出しなければならない。

(b) プライバシー保護基準

(1) 一般規定

b 項(2)に定められる場合を除き、法執行の目的で連邦法執行機関のために行われる DNA 検査の結果は、次の場合にのみ開示されうる。

(A) 法執行における個人識別目的のために刑事司法機関に対してする場合

(B) 適当な法律又は規則に従って別途許容されるときは、司法手続における場合

(C) 刑事弁護の目的上、被告人が起訴された事件に関連するサンプル及びそれに関連して行われた分析結果にアクセスできるようにされるべきときに、被告人に対してする場合

(2) 例外

個人識別情報が除かれる場合には、検査結果を、人口統計データベースのため、個人識別調査・プロトコル開発目的のため、又は品質統制目的のために開示することができる。

(c) 刑事罰

(1) 次のいずれにも該当する者は、10万ドル以下の罰金に処する。

(A) 雇用されているため又は公的な地位にあるために、連邦法執行機関により創出され、維持されているデータベースにインデックス化された個人識別 DNA 情報を所持し、又は、それにアクセスする者

(B) 受領する権限のない人又は機関に対して、何らかの手段でその情報を故意に開示する者

(2) 連邦法執行機関により創出され、又は、維持されるデータベースに含まれる DNA サンプル又はインデックス化された個人識

別 DNA 情報を、権限なく、故意に入手する者は、25万ドル以下の罰金若しくは1年以下の拘禁刑又はこの併科に処する。

#### 第14134条 (略)

#### 第14135条 デビー・スミス (Debbie Smith)<sup>(注7)</sup> 未処理 DNA サンプル削減補助金プログラム

##### (a) 補助金の授権

司法長官は、州又は地方行政組織が次の目的で利用するために、適格な州又は地方行政組織に補助金を支給することができる。

- (1) 連邦捜査局の統合 DNA インデックス・システム (Combined DNA Index System: CODIS) に含めるために、(b 項(3)に定めるように) 対象となる州犯罪で有罪とされた個人から採取されたサンプルの DNA 分析を実施するため
- (2) 統合 DNA インデックス・システムに含めるために、レイプ・キットからのサンプル、他の性的暴行の証拠からのサンプル及び容疑者が特定されていない事件において採取されたサンプルを含む、犯罪現場から採取されたサンプルの DNA 分析を実施するため
- (3) (1)又は(2)に記されたサンプルの DNA 分析を実施する州又は地方行政組織が所有する研究所の処理能力を向上させるため
- (4) (1)に記された DNA サンプルを採取するため
- (5) 性的暴行及び他の深刻な暴力犯罪を含む犯罪におけるサンプルの DNA 検査及び分析が、時宜にかなって実施されることを確保するため

##### (b) 適格性

この条に基づく補助金を受けるために州又は地方行政組織が適格であるとされるためには、州又は地方行政組織の行政職員の間は、

司法長官が要求する書式及び情報を含む申請を司法長官に提出しなければならない。申請は、司法長官に要求されるところに従い、次の要件を満たさなければならない。

- (1) この条に従いサンプルの迅速な DNA 分析を行うための包括的な計画を、州又は地方行政組織が実施していること又は申請の日の翌日から数えて120日以内に実施することを保証するものであること。
  - (2) 計画に基づいて実施される DNA 分析結果が、1994年暴力犯罪統制・法執行法第210304条 b 項<sup>(注8)</sup>(3)に定めるプライバシー擁護の要件にしたがって保持されていることの証明を含むこと。
  - (3) 州又は地方行政組織が、この条の目的のために対象となる州犯罪として扱われるべき犯罪を州法の下で、制定法、規則又は規制により定めたことの証明を含むこと。
  - (4) 州又は地方行政組織が、サンプルの DNA 分析を行うために補助金を用いるにあたり、a 項(1)に定めるサンプルと a 項(2)に定めるサンプルの間で行うべき配分を記すこと。
  - (5) a 項(3)に定める目的のために州又は地方行政組織が用いるべき補助金額を記すこと。
  - (6) 地方行政組織により提出される場合には、その地方行政組織が申請した資金が投入されるすべてのサンプルの分析結果を、直接に又は州の法執行機関を通じて、統合 DNA インデックス・システムに含める適格性があることを確保するためのあらゆる必要な措置を取ってきたこと又は取りつつあることを証明すること。
  - (7) 州又は地方行政組織が a 項(4)に定める目的のために用いる補助金額を明記すること。
- (c) 補助金の分配方式
- (1) 一般規定  
司法長官は、適格な州及び地方行政組織

の間で資金の分配を実施するよう計画された、次のいずれの要件も満たす公式に従い、補助金額を分配し、この条に基づく適切な補助金の条件を定めなければならない。

- (A) 犯罪を解決し、公衆の安全を保護するためにDNA技術の効果的な利用を最大化すること。
- (B) 次のことを考慮に入れつつ、多大な未処理サンプルが存在する管轄区に公平かつ効果的に対処するために、適格な機関の間に補助金を分配すること。
- (i) 管轄区においてDNA分析を待っている犯罪者からのサンプル数及び現場からのサンプルの数
- (ii) 管轄区の人口
- (iii) 管轄区における第1級暴力犯罪<sup>(注9)</sup>の数
- (2) 最低額
- 司法長官は、この条に基づく補助金のために一会計年度に支出される総額の0.5パーセント以上を各州に割り当てる。ただし、米領バージン諸島、米領サモア、グアム及び北マリアナ諸島は、それぞれ総支出の0.125パーセントを割り当てる。
- (3) 制限
- c項(1)に基づいて分配された補助金額は、以下の制限に従って、a項(2)に基づき、現場から採取したサンプル又は犯罪被害者から採取したサンプルのDNA分析を行うために、提供されなければならない。
- (A) 2005会計年度には、補助金額の50パーセント以上がa項(2)に基づく目的のために提供されなければならない。
- (B) 2006会計年度には、補助金額の50パーセント以上がa項(2)に基づく目的のために提供されなければならない。
- (C) 2007会計年度には、補助金額の45パーセント以上がa項(2)に基づく目的のために提供されなければならない。

(D) 2008会計年度には、補助金額の40パーセント以上がa項(2)に基づく目的のために提供されなければならない。

(E) 2009会計年度には、補助金額の40パーセント以上がa項(2)に基づく目的のために提供されなければならない。

(d) サンプルの分析

(1) 一般規定

b項(1)に従った計画は、d項(3)に定める場合を除き、品質保証基準を満たし、かつ、次の要件を満たす研究所でDNA分析が実施されることを要求する。

(A) 州又は地方行政組織により運営されること。

(B) 州又は地方行政組織との契約に従って民間機関により運営されること。

(2) 品質保証基準

(A) 連邦捜査局長は、局長が法科学研究所の質を確保するために適切であると考えられる品質保証のためのプロトコル及び手法を定める説明を整備し、州及び地方行政組織の利用に供しなければならない。

(B) この条の目的上、研究所が1994年暴力犯罪規制・法執行法第210304条<sup>(注10)</sup>b項(1)及び(2)に定める品質統制要件を満たす場合には、研究所は品質保証基準を満たす。

(3) 特定の目的のためのバウチャー又は契約の利用

(A) 一般規定

a項の(1)、(2)又は(5)に定める目的のための補助金は、研究所がサービスのために相当の利益をあげている場合であっても、研究所のサービスのためにバウチャー又は契約の形で提供されることができる。

(B) 下請け

d項(3)(A)に基づくバウチャー又は契約は、品質保証基準を満たし、司法長官の

承認を受けた民間機関により、非営利ベース又は営利ベースで運営される研究所に下請けさせることができる。

(C) 支払い

司法長官は、j 項に基づき歳出を授権された額を、d 項(3)(B)に定められる研究所に対する支払いに当てることができる。

(e) 資金利用の制限

(1) 非代替性

この条にしたがって入手可能とされる資金は、州政府又は地方政府の資金に代替して用いられてはならないものであって、連邦の資金が提供されなければこの法律の目的のために州政府又は地方政府の財源から提供される資金額を増額するために用いられなければならない。

(2) 管理費用

州又は地方行政組織は、この条により受領する資金の3%以上を管理費用に用いてはならない。

(f) 司法長官への報告書

この条に基づき補助金を受けるそれぞれの州又は地方行政組織は、この条に基づき受領される補助金が用いられた各年度につき、司法長官が合理性を持って要求する時期及び方法により、司法長官に対して、次の内容を含む報告書を提出しなければならない。

(1) 補助金の下で実施された活動の要約及び活動が申請において特定されたニーズを満たしたかどうかの評価

(2) その他司法長官が要求する情報

(g) 議会への報告書

この条に基づき補助金が支給された各会計年度末の翌日から数えて90日以内に、司法長官は次の内容を含む報告書を議会に対して提出しなければならない。

(1) 当該会計年度のために州又は地方行政組織に対して、この条に基づき支給された補

助金の総額

(2) この条に基づき補助金を受領する州又は地方行政組織により提出された情報の要約

(3) 適格な州及び地方行政組織の間に補助金を支給する優先順位及び計画の説明並びにその計画が犯罪を解決し、公衆の安全を保護するためにDNA技術の効果的な利用を確保する方法

(h) 支出記録

(1) 一般規定

この条に基づき補助金を受ける州又は地方行政組織は、司法長官がこの条に基づき受領される補助金の受領及び利用についての効果的な監査を促進するよう要求できるように、記録を維持しなければならない。

(2) 入手可能性

この条に基づき補助金を受ける州又は地方行政組織は、監査及び検査の目的のために、補助金の受領又は使用に関する記録を利用可能にしておかねばならない。

(i) 定義

この条の目的上、「州」とは、合衆国の州、コロンビア特別区、プエルトリコ準州、米領バージン諸島、米領サモア、グアム及び北マリアナ諸島とする。

(j) 歳出授権

a 項に基づく補助金のために、司法長官に対し、次の金額の歳出が授権される。

(1) 2005会計年度に1億5100万ドル

(2) 2006会計年度に1億5100万ドル

(3) 2007会計年度に1億5100万ドル

(4) 2008会計年度に1億5100万ドル

(5) 2009会計年度に1億5100万ドル

(k) 認定及び監査のための資金の利用

司法長官は、j 項に基づく補助金額の1パーセント以下を次の者に対して分配することができる。

(1) 州又は地方行政組織により運営される研

研究所が、認定又は再認定のための準備にかかった費用を支出するために、州又は地方行政組織

- (2) 追加的な補助金の形で、次のことのために、州、地方行政組織又は法科学に積極的に関わり、法科学コミュニティにおいて全米的に認知されている非営利専門団体

(A) 全米 DNA インデックス・システム (National DNA Index System : NDIS) に参加する、州又は地方行政組織により運営される研究所が、品質保証基準 (quality assurance standards) に従っているかを判定するための、外部監査の費用をまかなうこと。

(B) この法律に基づき州又は地方行政組織により受領される資金利用の詳細を記した全米司法研究所に提出される計画の遵守について評価すること。

(C) 将来の能力開発への取組みを支援すること。

- (3) 全米 DNA インデックス・システムに参加している、州及び地方行政組織により運営される研究所の外部監査を行う人を訓練する費用を支弁するために、追加的な補助金の形で、法科学に積極的に関わり、法科学コミュニティにおいて全米的に認知されている非営利専門団体

- (1) 他の法科学のための資金の利用

司法長官は、州又は地方行政組織が次のことを行う場合には、DNA 分析以外の法科学に関連する事件の未処理サンプルを減らすために、州又は地方行政組織に対して、この条に基づく補助金を提供することができる。

- (1) 州又は地方行政組織が次の条件を満たすことを司法長官に対して証明すること。

(A) a 項に定めるすべての目的が満たされること。

(B) DNA 分析待ちの現場からの未処理サ

ンプルが、それほど大量にあるわけではないこと。

- (C) 現場サンプル又は犯罪者サンプルの時宜にかなった DNA 処理のために、大幅な研究設備、備品、又は追加の人員の必要性がないこと。

- (2) 州又は地方行政組織が、DNA 分析以外の法科学に関係する事件の未処理分を軽減することにおいて、支援を必要としていることを司法長官に対して示すこと。

- (m) 外部監査及び修正の取組み

この法律に基づき資金を受領する州又は地方行政組織により運営される研究所が、連邦捜査局長により定められた基準に従っているかどうかを判断するために行われる外部監査を受け、監査の結果として、基準に対する研究所の遵守に関する不備を修正する措置を特定した場合には、州又は地方行政組織は、可能な限り速やかにその修正を実施しなければならない。

#### 第14135a 条 特定の連邦犯罪者からの DNA 個人識別情報の採取及び利用

- (a) DNA サンプルの採取

- (1) 監視下にある個人からの採取

刑務局長は、(d 項に定める) 対象となる連邦犯罪又は合衆国法典第10編第1565条 [DNA 個人識別情報：特定の犯罪者からの採取；利用] に基づき定められる対象となる軍法犯罪により有罪とされている又は過去に有罪とされた、刑務局の監視下にある個人から DNA サンプルを採取する。

- (2) 釈放、仮釈放又は保護観察とされた個人からの採取

保護観察、仮釈放又は監督付釈放に付された個人に対して連邦法に基づき監督責任を負う保護監察局は、(d 項に定める) 対象となる連邦犯罪又は合衆国法典第10編第

1565条〔DNA 個人識別情報：特定の犯罪者からの採取；利用〕に基づき定められる対象となる軍事犯罪により有罪とされている又は過去に有罪とされた個人から DNA サンプルを採取する。

- (3) すでに CODIS に搭載されている個人
- a 項の(1)又は(2)に記されたそれぞれの個人につき、連邦捜査局の統合 DNA インデックス・システム（この条においては CODIS という）がすでにその個人の DNA 分析結果を保持している場合又は DNA サンプルが合衆国法典第10編第1565条〔DNA 個人識別情報：特定の犯罪者からの採取；利用〕に基づきその個人からすでに採取されている場合には、刑務局長又は（適切な場合には）該当する保護観察局長は、その個人から DNA サンプルを採取することができる（義務ではない）。

- (4) 採取手続
- (A) 刑務局長又は（適切な場合には）該当する保護観察局長は、サンプルの採取に協力を拒む個人を拘禁し、抑留し、DNA サンプルを採取するために合理的にみて必要な手段を利用し、又は、その手段の利用を授権することができる。
- (B) 刑務局長及び該当する保護観察局長は、適宜、a 項の(1)又は(2)に定められたサンプルの採取に備えて州政府組織、地方行政組織又は民間機関と契約を結ぶことができる。

- (5) 刑事罰
- この項によりその DNA サンプルの採取が認められる個人が、サンプルの採取に協力することを拒否するときは、次のいずれをも科される。

- (A) A 級軽罪についての有罪
- (B) 合衆国法典第18編による<sup>(注11)</sup>処罰

- (b) サンプルの分析及び利用

刑務局長又は（適切な場合には）該当する保護観察局長は、連邦捜査局長に対して、a 項に基づき採取した DNA サンプルを提供する。連邦捜査局長は、それぞれの DNA サンプルにつき DNA 分析を実施し、その結果を CODIS に搭載する。

- (c) 定義

この条においては、次のように定める。

- (1) 「DNA サンプル (DNA sample)」とは、DNA 分析が実施可能な個人の体組織、体液又は他の生体サンプルをいう。
- (2) 「DNA 分析 (DNA analysis)」とは、生体サンプルにおけるデオキシリボ核酸 (DNA) 個人識別情報の分析をいう。

- (d) 対象となる連邦犯罪

この条の目的上、対象となる連邦犯罪として扱われるべき犯罪は、司法長官により定められる次の犯罪とする。

- (1) すべての重罪
- (2) 合衆国法典第18編第109A 章〔性的虐待〕に基づくすべての犯罪
- (3) （合衆国法典第18編第16条に定義される語義に従う）すべての暴力犯罪
- (4) (1)から(3)までに定めるあらゆる犯罪の未遂又は共謀

- (e) 規則

- (1) 一般規定
- e 項(2)に定められる場合を除き、この条は司法長官により定められる規則に基づき実施される。

- (2) 保護観察職員

合衆国裁判所事務局長（the Director of the Administrative Office of the United States Courts）は、この条を実施する保護観察職員の活動のために、模範手続を利用できるようにしておかなければならない。

- (f) 採取の開始

a 項に基づく DNA サンプルの採取は、歳

出の使用可能性を条件として、この法律の制定の日〔2000年12月19日〕の翌日から数えて180日以内に開始しなければならない。

#### 第14135b コロンビア特別区の特定の犯罪者からの DNA 個人識別情報の採取及び利用

##### (a) DNA サンプルの採取

###### (1) 拘禁されている個人からの採取

刑務局長は、(d 項に定める) 対象となるコロンビア特別区犯罪により有罪とされている又は過去に有罪とされた、刑務局の監視下にある個人から DNA サンプルを採取する。

###### (2) 釈放、仮釈放又は保護観察とされた個人からの採取

コロンビア特別区裁判所事務・犯罪者監督局長は、(d 項に定める) 対象となるコロンビア特別区犯罪により有罪とされている又は過去に有罪とされた個人で、局の監督の下において保護観察、仮釈放又は監督付釈放に付された者から DNA サンプルを採取する。

###### (3) すでに CODIS に搭載されている個人

a 項の(1)又は(2)に定められたそれぞれの個人につき、連邦捜査局の統合 DNA インデックス・システム（この条において CODIS という）がすでにその個人の DNA 分析結果を保持している場合には、刑務局長又は（適切な場合には）裁判所事務・犯罪者監督局長は、その個人から DNA サンプルを採取することができる（義務ではない）。

##### (4) 採取手続

(A) 刑務局長又は（適切な場合には）裁判所事務・犯罪者監督局長は、サンプルの採取に協力を拒む個人を拘禁し、抑留し、及び DNA サンプルを採取するために合理的にみて必要な手段を利用し、又は、

その手段の利用を授権することができる。

(B) 刑務局長又は裁判所事務・犯罪者監督局長は、適宜、a 項の(1)又は(2)に定められたサンプルの採取に備えて州政府、地方行政組織又は民間機関と契約を結ぶことができる。

##### (5) 刑事罰

この項によりその DNA サンプルの採取が認められる個人が、サンプルの採取に協力することを拒否するときは、次のいずれをも科される。

(A) A 級軽罪についての有罪

(B) 合衆国法典第18編による処罰

##### (b) サンプルの分析及び利用

刑務局長又は（適切な場合には）裁判所事務・犯罪者監督局長は、連邦捜査局長に対して、a 項に基づき採取した DNA サンプルを提供する。連邦捜査局長は、それぞれの DNA サンプルにつき DNA 分析を実施し、その結果を CODIS に搭載する。

##### (c) 定義

この条においては、次のように定める。

(1) 「DNA サンプル (DNA sample)」とは、DNA 分析が実施可能な個人の体組織、体液又は他の生体サンプルをいう。

(2) 「DNA 分析 (DNA analysis)」とは、生体サンプルにおけるデオキシリボ核酸 (DNA) 個人識別情報の分析をいう。

##### (d) 対象となるコロンビア特別区犯罪

コロンビア特別区政府は、この条の目的上、対象となるコロンビア特別区犯罪として扱われるべき犯罪をコロンビア特別区法に基づき定めることができる。

##### (e) 採取の開始

a 項に基づく DNA サンプルの採取は、歳出の使用可能性を条件として、この法律の制定の日〔2000年12月19日〕の翌日から数えて180日以内に開始されなければならない。

(f) 歳出授權

コロンビア特別区の裁判所事務・犯罪者監督局に対しては、2001会計年度から2005会計年度の各年度について、この条を実施するために必要な歳出を授權する。

**第14135c 条 釈放条件一般**

この法律の第3条<sup>(注12)</sup>若しくは第4条<sup>(注13)</sup>又は合衆国法典第10編第1565条〔DNA 個人識別情報：特定の犯罪者からの採取；利用〕にしたがって保護観察、仮釈放又は監督付釈放に付される個人からの DNA サンプルの採取が認められている場合には、個人は、保護観察、仮釈放又は監督付釈放の条件として DNA サンプルの採取において協力しなければならない。

**第14135d 条 (略)**

**第14135e 条 プライバシー保護基準**

(a) 一般規定

b 項に定められる場合を除き、第2条、第3条<sup>(注15)</sup>又は第4条<sup>(注16)</sup>に基づき採取されるサンプル又はその条に基づき実施される分析結果は、その条に定める目的のみのために用いられる。

(b) 許容される利用

a 項に定められるサンプル又は分析結果は、1994年暴力犯罪規制・法執行法第210304条<sup>(注17)</sup>b 項(3)の(A)から(D)に定めるところに従い、統合 DNA インデックス・システムに搭載される情報の開示が許容される状況の下で開示されることができる。

(c) 刑事罰

a 項に定められるサンプル若しくは分析結果をいかなる方法においても受領する権限のない人に故意に開示する者又はそのサンプル若しくは分析結果を権限なく故意に取得し、若しくは利用する者は、25万ドル以下の罰金又は1年以下の拘禁刑に処する。開示、取得

又は利用は、この項の下では個別の犯罪を構成する。

**第14136 条 法執行職員、矯正職員及び法曹のための DNA に関する訓練及び教育**

(a) 一般規定

司法長官は、次の者による DNA サンプル及び DNA 証拠の特定、採取、保存、分析及び利用に係る訓練、技術的支援、教育及び情報を提供するための補助金を交付しなければならない。

- (1) 警察官及び第一対処者、証拠技術者、捜査官並びに犯罪証拠を採取し、又は検査する他の者を含む、法執行職員
- (2) 州及び地方の検察官、被告人の弁護士並びに裁判官を含む、法曹
- (3) 法科学専門職員
- (4) 監獄 (prison) 職員及び拘置所 (jail) 職員、保護観察 (probation) 職員、仮釈放 (parole) 職員並びに監督にあたる他の職員を含む、矯正職員

(b) 歳出授權

この条を実施するために、2005会計年度から2009会計年度の各年度に1250万ドルの歳出を授權する。

**第14136a 条 性的暴行法科学検査プログラム補助金**

(a) 一般規定

司法長官は、医師、検死医、検死官、看護師、被害者サービス提供者及び他の性的暴行の被害者の治療にあたる専門家並びに SANE (性的暴行看護検査員)、SAFE (性的暴行法科学検査員) 及び SART (性的暴行対処チーム) を含む性的暴行検査プログラムに関わる専門家を含む医療関係者その他の職員による、DNA サンプル及び DNA 証拠の特定、採取、保存、分析及び利用に関して、訓練、技術的

支援、教育、設備及び情報を提供するために適切な機関に補助金を提供しなければならない。

(b) 適格な機関

この条の目的のために、「適格な機関」とは次のものを含む。

- (1) 州
- (2) 地方行政組織
- (3) 次のものを含む性的暴行検査プログラム
  - (A) 性的暴行看護検査員 (SANE) プログラム
  - (B) 性的暴行法科学検査員 (SAFE) プログラム
  - (C) 性的暴行対処チーム (SART) プログラム
  - (D) 性的暴行に関する州連合
  - (E) 性的暴行の被害者の治療に携わる医師、検死医、検死官及び看護師を含む医療関係者
  - (F) 性的暴行の被害者の治療に関わる被害者サービス提供者

(c) 歳出授権

この条を実施するために、2005会計年度から2009会計年度の各年度に、3000万ドルの歳出を授権する。

**第14136b 条 DNA 研究開発**

(a) DNA 技術の改良

司法長官は、個人識別の正確性及び DNA 分析の効率性の向上、時間及び費用の削減並びにポータビリティの改善を含む、法科学 DNA 技術を改善するための研究開発のための補助金を提供する。

(b) 実証実験プロジェクト

司法長官は、他の法科学技術と連携した法科学 DNA 技術の利用を実証し、評価するための（法執行機関及び主たる刑事司法関係者に対する組織的な訓練及び資金の割り当てを

含む）実証実験プロジェクトを通して、その下で研究が行われる適切な機関に対して補助金を提供しなければならない。実証実験プロジェクトは、公衆安全効果の科学的評価、法執行活動の改善並びに DNA 証拠の採取及び利用の増加の費用対効果を含まなければならない。

(c) 歳出授権

この条を実施するために、2005会計年度から2009会計年度の各年度に、1500万ドルの歳出を授権する。

**第14136c 条 全米法科学委員会**

(a) 指名

司法長官は、b 項に基づく任務を実施するために、法科学コミュニティ及び刑事司法コミュニティ出身者を含む、刑事司法問題に経験のある者からなる全米法科学委員会（この条では、「委員会」という。）を指名しなければならない。

(b) 任務

委員会は、次のことを行わなければならない。

- (1) 法科学コミュニティの現在及び将来の資源のニーズを推定すること。
- (2) 犯罪を解決し、公衆を保護するための法科学の技術及び技能の利用を最大化するために、司法長官に勧告すること。
- (3) 公衆を保護するための法科学の技術及び技能を利用することにおいて、法執行機関の助けになる潜在的な科学進歩を特定すること。
- (4) 公立犯罪研究所において働くことができる適格な法科学者の数を増やすプログラムのために、司法長官に勧告すること。
- (5) 犯罪を解決し、公衆を保護するための法科学の技術及び技能の利用において、品質及び一貫性の確保に資するような法科学的

証拠の採取及び分析の最良事例を、国立司法研究所を通して頒布すること。

(6) 司法長官の要請に従い、法科学に関するその他の問題を検討すること。

(7) プライバシーの保護が十分であるかを判断するために、保存された DNA サンプル又は DNA 分析結果へのアクセス又は利用に関係する連邦、州及び地方のプライバシー保護の法律、規則及び運用を審査すること。

(8) 次のことを保障するために、(7)に定められるプライバシーの保護を改善する目的で、適宜、司法長官に具体的な勧告を行うこと。

(A) DNA 情報の適切な利用及び頒布

(B) DNA 情報の正確性、安全性及び信頼性

(C) 古い DNA 情報、抹消された(expunged) DNA 情報又は不正確な DNA 情報の時宜にかなった除去及び廃棄

(D) プライバシーを保護するためにその他の必要な措置が行われること。

(9) (1)から(8)に掲げられた目的を推進するためにアイデア及び情報を交換し、及び頒布するための場所を提供すること。

(c) 人事；手続

司法長官は、次のことを行わなければならない。

(1) 委員の中から委員長を指名すること。

(2) 委員会の職務の遂行を補助するために必要なスタッフを指名すること。

(3) 委員会の運用のための手続及びガイドラインを定めること。

(d) 歳出授権

この条を実施するために、2005会計年度から2009会計年度の各年度に、50万ドルの歳出が授権される。

#### 第14136d 条 行方不明者の DNA 個人識別

(a) 一般規定

司法長官は、行方不明者及び個人識別されていない人間の遺留物を識別するために、法科学 DNA 技術の利用を促進するための補助金を提供しなければならない。

(b) 要件

この条に基づく資金を受領する州又は地方行政組織は、連邦捜査局の全米行方不明者 DNA データベースに対して、行方不明者及び個人識別されていない人間の遺留物の DNA プロファイルを提出することが要求される。

(c) 歳出授権

この条を実施するために、2005会計年度から2009会計年度の各年度に200万ドルの歳出が授権される。

#### 第14136e 条 カーク・ブラッズワース (Kirk Bloodsworth)<sup>(注18)</sup> 有罪判決後 DNA 検査補助金プログラム

(a) 一般規定

司法長官は、有罪判決後の DNA 検査費用の支出を支援する目的で、州に対し補助金を支給するために、カーク・ブラッズワース有罪判決後 DNA 検査補助金プログラムを設立する。

(b) 歳出授権

この条を実施するために、2005会計年度から2009会計年度の各年度に、500万ドルの歳出を授権する。

(c) 州の定義

この条の目的のために、「州」とは、合衆国の各州、コロンビア特別区、プエルトリコ準州、米領バージン諸島、米領サモア、グアム及び北マリアナ諸島をいう。

注

(1) 42 U.S.C. § 14131.

- (2) 42 U.S.C. § 14135a.
- (3) 42 U.S.C. § 14135b.
- (4) 42 U.S.C. § 14135a.
- (5) 42 U.S.C. § 14135b.
- (6) 42 U.S.C. § 14131.
- (7) デビー・スミス氏は、1989年にレイプされた被害者である。この事件の犯人がDNA 検査により特定されるまでに6年半かかったため、その間、犯人に殺されるのではないかという恐怖の中で生活することを余儀なくされた。氏は、連邦議会で証言に立つなど、今回の法律の制定に大きく貢献した。
- (8) 42 U.S.C. § 14132(b)(3).
- (9) 「第1級暴力犯罪とは、全米犯罪白書のために連邦捜査局に報告される、謀殺 (murder) 及び無過失致死 (nonnegligent manslaughter)、強姦 (forcible rape)、強盗 (robbery) 及び加重暴行 (aggravated assault) をいう」と定義されている。(42 U.S.C. § 3796ee-9(6))
- (10) 42 U.S.C. § 14132(b).
- (11) 罰金は、致死を帰結しないA級軽罪については、10万ドル以下 (18 U.S.C. § 3571(b)(5))、拘禁刑は、A級軽罪一般につき、1年未満 (18 U.S.C. § 3581(b)(6)) と定められている。
- (12) 42 U.S.C. § 14135a.
- (13) 42 U.S.C. § 14135b.
- (14) 42 U.S.C. § 14135.
- (15) 42 U.S.C. § 14135a.
- (16) 42 U.S.C. § 14135b.
- (17) 42 U.S.C. § 14132(b)(3).
- (18) カーク・ブラッズワース氏とは、一度は死刑判決を受けたが、有罪判決後のDNA 検査結果に基づき無実を勝ち取った最初の人物である。

(なかがわ かわり・行政法務課)

(5) 連邦規則法典 第28編 司法行政  
第 I 章 司法省  
第28部 DNA 識別システム (抄)  
A DNA サンプル採取の目的のための対象となる連邦犯罪

TITLE 28 JUDICIAL ADMINISTRATION  
CHAPTER I DEPARTMENT OF JUSTICE  
PART 28 DNA IDENTIFICATION SYSTEM  
SUBPART A QUALIFYING FEDERAL OFFENSES FOR PURPOSES OF DNA SAMPLE  
COLLECTION

中川 かおり 訳

**第28.1条 目的**

公法律第106-546号第3条は、対象となる連邦犯罪により有罪判決を受けている、又は過去に受けた、刑務局又は保護監察局の監視下にあるそれぞれの個人からDNAサンプルを採取し、分析し、及びインデックス化することを指示する。第3条のd項は、対象となる連邦犯罪として扱われるべきは、すべての重罪及び司法長官が決定するところに従う特定のその他の種類の犯罪とする。

**第28.2条 犯罪の定め**

- (a) 重罪とは、合衆国法典第18編第3559条<sup>(注1)</sup>a項に基づき重罪に分類されるもの又は字義上明確に重罪に分類されるものをいう。
- (b) 次の犯罪は、公法律第106-546号第3条の目的上、対象となる連邦犯罪として扱われる。
- (1) すべての重罪
  - (2) 重罪に該当しないものを含め、合衆国法典第18編第109A章〔性的虐待〕に基づくすべての犯罪
  - (3) 重罪に該当しないものも含め、次の合衆国法典の各条に定められる犯罪
    - (i) 合衆国法典第18編中、第111条〔特定の職員又は被用者に対する暴行、抵抗又は妨害〕、脅迫を含む場合の第112条〔外国の公務員、合衆国政府の客人及び国際

的に保護された人の保護〕b項、第113条〔海域管轄権及び領域管轄権内における暴行〕、第115条〔家族の脅迫又は傷害による連邦職員に対する操作、妨害又は報復〕、第245条〔連邦が保護する活動〕、第247条〔宗教的財産の損壊；個人による宗教的信条の自由な表現の妨害〕、非暴力的な身体妨害のみを含み、重罪にあたらぬ犯罪である場合を除く第248条〔病院にアクセスする自由〕、第351条〔議員、閣僚及び最高裁判所判事に対する暗殺、誘拐及び暴行；罰則〕、第594条〔投票者に対する脅迫〕、16歳未満の個人に対する暴行を含む第1153条〔インディアン居留地における犯罪〕、第1361条〔政府の財産又は契約〕、第1368条〔法執行において用いられる動物に対する傷害〕、第1501条〔送達実施人に対する暴行〕第2段、第1509条〔裁判所命令の妨害〕、第1751条〔大統領及びそのスタッフに対する暗殺、誘拐及び暴行；罰則〕、第1991条〔犯罪目的での列車への乗車〕又は暴力若しくは脅迫を含む第2194条〔人を騙して水夫にすること〕

(ii) 合衆国法典第16編中、犯罪が第773e条〔禁止される行為〕a項(3)の違反を含む場合の第773g条〔犯罪及び刑事罰〕、

- 犯罪が第1857条〔禁止される行為〕第1項(E)の違反を含む場合の第1859条〔刑事犯罪〕、犯罪が第3637条〔禁止される行為及び罰則〕a項(3)の違反を含む場合の第3637条c項、又は犯罪が第5009条〔違法な活動〕第6項の違反を含む場合の第5010条〔罰則〕b項
- (iii) 第26編中、第7212条〔内国歳入関連規定の実施妨害の未遂〕
- (iv) 第30編中、犯罪が第1461条〔禁止される行為〕第4項の違反を含む場合の第1463条〔刑事犯罪〕
- (v) 第40編中、犯罪が第5104条〔違法な活動〕e項(2)(F)の違反又は未遂を含む場合の第5109条〔罰則〕
- (vi) 第42編中、第2283条〔検査官の保護〕、第3631条〔違反；罰則〕、又は、犯罪が第9151条〔禁止される行為〕第3項の違反を含む場合の第9152条〔救済及び罰則〕d項
- (vii) 第43編中、暴行、脅迫を含む場合の第1063条〔公有地への入植又は通過の妨害〕
- (viii) 第47編中、第606条〔大統領の戦争権限〕b項
- (ix) 第49編中、合衆国の特別海域及び特別領域において行われる場合の合衆国法典第18編第661条〔特別海域管轄権内及び特別領域管轄権内〕又は第662条〔特別海域管轄権内及び特別領域管轄権内にお

ける盗品の受領〕に違反するが、重罪には該当しない行為のみを含む犯罪を除く第46506条〔航空機内における行為に対する特定の刑事規定の適用〕第1項

- (4) 重罪に該当しないものも含め、上記のあらゆる犯罪の未遂又は共謀にあたる犯罪
- (c) 合衆国法典第18編第2031条又は第2032条に基づく犯罪のように、有罪判決の時点で、この条に定められた対象となる連邦犯罪であったもの又は対象となる連邦犯罪であり得たものは、犯罪を定義し、罰則を定める規定がその後廃止され、廃棄され、又は改変された場合であっても、対象となる連邦犯罪とされる。

#### 第28.11条—第28.28条 (略)

#### 注

- (1) 合衆国法典第18編第3559条a項は、拘禁刑の期間により、犯罪類型を振り分けており、重罪について定めるのは(1)–(5)である。すなわち、(1)拘禁刑の最長期間が終身刑又は死刑の場合は、A級重罪、(2)拘禁刑の最長期間が25年以上の場合は、B級重罪、(3)拘禁刑の最長期間が10年以上25年未満の場合は、C級重罪、(4)拘禁刑の最長期間が5年以上10年未満の場合は、D級重罪、(5)拘禁刑の最長期間が1年以上5年未満の場合は、E級重罪、とされている。

(なかがわ かおり・行政法務課)